

入資料

自明治六（一八七三）年
至同九（一八七六）年（聴訟記録）

『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』（民事第一九號）について（一）

——山口地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 矢野達雄

加藤高

紺谷浩司

目次

- 一 解題―『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』について
- 二 本文読下し（一）～（三）
- 三 注の部
- 四 写真（二葉）

一 解題

一（一）本資料の表紙にまず注目しよう。そこには白表紙の右肩から（自明治六年至同九年）という記載があり、年代の下に（聴訟記録）の記載が見られる。その左側中央に『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』なる本資料の主題が明記されており、そして左肩に「帳簿進行番号」として（民事第一九號）という資料の記録番号が

付され現在の印刷ならウラ罫にあたる太字枠で囲まれている。この太字枠の下には〈山口地方裁判所〉という裁判所名で表紙は結ばれている。そして、標題と事件番号の間の上部には〈永久保存〉と朱書きされている。本資料の表紙の大きさは、縦二六・四cm、横一八・九cm、厚さ三・二cmである。なお、本稿末尾の写真を参照されたい。本資料には、明治六年から同九年にかけて受理された二五件前後の事件記録が編綴されている。

(2) この時期は、廃藩置県(明治四年七月)後、裁判所制度史上のいわゆる府県裁判所の時代であり、山口県の場合、中国地方で最初に府県裁判所が開設されたものの、同県聴訟課は明治九年三月二七日に廃止されている。この時期には、山口「地方」裁判所は未だ設置されていない。つまり本資料の編綴の作業は、後年山口地方裁判所が設置されてから行われたのではないかと推測される。そして、本資料は、いわゆる府県裁判所時代以前、山口県庁の聴訟課で取り扱われた事件ないし事務処理の記録のうち、その代表的なものを選んで、別途、編綴されたものらしいと推察されるのである。

二(1)さて、本資料に記録されている明治六(一八七三)年から同九(一八七六)年の時期区分と〈聴訟記録〉についてである。この時期よりわずかに二三年前の明治四(一八七一)年七月十四日には廃藩置県が実施され、その後の統合整理の結果、同年十一月頃には全国三府七十二県が成立した。ここでは幕末から明治維

新当初の急激な政治的過程を詳述することは必要ではない。ただ一言するならば、明治の維新は王政の復古という形をとり、江戸徳川幕府の大政奉還に対してはそれを聴許した上で、新しく登場したのが復古的太政官制であった。しかも欧米各国との開国を黙止できず、近代的な三権分立思想を是としながらも、明治初年代に採用した政治形態は臨機の過渡的措置であった。詳細は他に譲るが、明治四年七月十四日の直前、旧時代的な刑部省、弾正台を合わせ廃して、漸く近代的な司法省が成立した。しかしこの時期からその後の短い年月の間に復古的行政組織が改廃をくり返している。

(2) その一つが明治四年十一月二十七日制定の太政官布告第六百二十三号「県治条例」であった。その中の〈県治職制〉には、県庁トップクラスの令以下の官員の地位、職掌権限が定められ、ついで県庁の事務組織として、庶務、聴訟、租税、出納の四課が置かれた。注目すべきは、行政組織の内に〈聴訟課〉という司法権が行政組織内部に組みこまれていた事である。即ち聴訟課は「県内ノ訴訟ヲ審聴シ其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ及(ビ) 県内ヲ監視シ罪人ヲ処置シ捕亡ノ事ヲ掌(ツカサド)ル」ところであった。これは要するに、司法権が行政権内部に包摂されている状態、いわば行政官が司法権を民政の要具としてしていることを意味する。この状態は、明治八(一八七五)年、大審院・元老院設置のときまで続いた。県治条例に見られた県治職制中の聴訟(断獄)の用語

は、翌明治五(一八七二)年八月三日太政官無号、司法職務定制³⁾にも見られる。ここではその内容の紹介は省略する。

(3) 最後に、簡単に本資料の表紙に記載されている「山口地方裁判所」という呼称についてである。実は、右の司法職務定制の第十五章府県裁判所章程の冒頭の条項には「府県ニ置ク所ノ裁判所ハ府県名ヲ冒(ニ冠)ラシメ某裁判所トス(以下略)」と定められている。そしてその呼称について「府県裁判所」というのは総称であって、個々の裁判所名には府県は入らない。即ち東京裁判所、神奈川裁判所であって、東京府裁判所、神奈川府裁判所ではない⁴⁾と指摘されている。その後、明治八(一八七五)年、現在の最高裁判所の前身たる大審院と元老院設置を定めた立憲政体の詔勅にもとづき、漸次三権分立の思想が法制上実定化していくことになる。

三 (1) 本資料の表紙に再度目を転じるならば、明治九(一八七六)年代、府県の統廃合とともに、府県裁判所の地方裁判所への改置の結果、はじめて全国に大審院を頂点とする地方裁判所網が完備するに至った。山口県に即して言えば、当初広島裁判所山口支庁となるわけであり、広島地方裁判所あるいは山口地方裁判所ではなかったことになる。表紙に記載された「山口地方裁判所」という裁判所名は、後年である明治二三(一八九〇)年二月一日公布の裁判所構成法において漸く実現した。明治九年前後の司法の現状を垣間見るならば、例えば、前年の明治八(一八七五)

年十一月、太政官達第二百三号で明治四年の県治条例が廃止され、代わって「府県職制並事務章程」が定められている。聴訟課も廃止された。とはいえ、府県職制の末条では「令或ハ參事ノ判事ヲ兼任シタル諸県ニ於テハ裁判事務取扱従前ノ定規ニヨルベシ」と定め、裁判所未設の諸県残存をうかがわせている。さらに、同八年六月八日太政官布告第二百三十三号(裁判事務心得)第三条では「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ習慣ニ依リ習慣ナキモノハ推理ヲ推考シテ裁判スヘシ」という当時の司法の状況が見られる。

(2) 以上で本資料の置かれた司法状況を踏まえながら、以下では、このような時期、新県早々の山口県ではどのような聴訟(民事裁判)事件がどのように取扱われていたか、を見ていくことにしたい。もともと、事件内容が現時点の筆者らには多くが難解であり、当時の人々の漢字漢文に関する知識素養には到底及ぶところではなかった。

四 そのためもあり、筆者らの力量不十分さから記録帳簿の全体の内の半数ほどを便宜上区分して、これを前半の部として紹介するほかなかった。ご諒承頂くことができれば幸甚である。そして末尾になって大変恐縮だが、本資料の読解にあたって、何度か解説することにつきご教示頂いた広島県文書館総括研究員である西村晃氏には、そのご厚意に対して深甚の謝意を表することを附記しておきたい。

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一八八(一八八)

(1) とりあえず、加藤 高「明治初年代、府県裁判所異聞——広島県裁判所を中心として——」（一）「修道法学第二三卷第一・二合併号五一頁以下（平成二年三月）を参照。

(2) 県治条例は（県治職制）と（県治事務章程）ならびに（県治官員並常備金規則）の三部から成る（『法令全書 明治四年』四二頁参照）。

(3) 「司法職務定制」（『法令全書 明治五年』四八八頁）

(4) 石井良助編纂『明治文化史2 法制』二二〇頁（昭和五五年（新装版）参照。ほかに、瀧川叡一『日本裁判制度史論考』一〇頁（平成三（一九九一）年）参照。

（文責 加藤 高）

二 本文読下し

〔〇〇一A〕^(注1)【漁業権差違】

六年第十一号*

赤間關支廳

* 朱書き

角嶋*方漁業願出候処嶋戸方故障

** 読みは「つのしま」

申立候得共右者「は」元来和布刈***一件方し

*** わかめのこと

て怒気ヲ含居何分説諭をも不聞

入候得共外ニ致方毛無之ニ付別紙之通

申達候て可然存候 此段相伺候也

八月廿八日

〔〇〇一B〕^(注2)

一 大敷之義者（は）不及沙汰候尤是迄持場

* 欄外上部に綱

者大敷場漁獵絶て無之候て諸浦

ノ字ニ書損ア

大敷へ故障無之場所ヲ以テ願出候

リ改ム可シ」

ハ、詮議之筋も可有之候事

の注記がある

一 尼ヶ瀬和布刈之義者先差留候事

尤其他ハ入合**ニシテ苅取可申事

** 入会。以下同じ

一 鯛網鮒網等之義者不及沙

汰候得共釣立網其外小網ヲ以漁業致候

義者不苦候条諸浦入合ニして他大敷

〔〇〇一A〕

場近辺妨ニ不相成候様心を用ひ網者熟

和に漁業可致決して争論ケ間敷義

無之様可相心得候 此段相達候

也

□□□□*

九月八日達ス

* 三文字は判読困難。以下二行は朱書き。

[〇〇三A]^(注3)

一 書面申立之赴も有之候ニ付角嶋方願出候大敷鯛網鱒網等之義者免許不相成〔角ノ寫之者

共へ申渡候〕*尤釣立網其外小網之漁 *カッコ内傍点で抹消業者不苦段角嶋之者へ申渡候条爾後相方**共熟和 **双方為て漁業可致候事

一 和布刈之義ハ尼ケ瀬丈ハ先差扣候様角

之寫へ申渡候ニ付其余之場所ハ相方入合熟和にして刈取可申候 決して争論ケ間敷〔かましき〕儀無之様可致

[〇〇三B]

此段相達候也

[〇〇四A] [二]【御扶持方質入借金差縫ノ訴】

明治六年十月八日訴
御扶持方質入借金差縫ノ訴

(注4)

[〇〇五B]

原告 T N 重貞

明治七年濟口証文綴中ニ在リ

タリ

[〇〇四B]

(記述なし)

[〇〇五A]^(注5)

別昏伺ニ対シ御指令相成致承

知候然ル処罪案長官御調印無之ニ

付重而 差出申候猶亦T N重貞*方申出候

合印入質申外印章ヲ以給録取下ケ

候段処置振御指図無之右ハ如何

差図可然ヤ是亦重而伺出候間何

分之御指揮奉願候也

七年

四月廿九日 萩出張所

(注4)

[〇〇五B]

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一) 至同 九(一八七七)年

一八六(一八六)

* 重貞の誤記か。以下同じ

ハ資料ノ

修道法学 四〇卷 一号

一八五(一八五)

本課

御申

追テ擬律中賍二十円以上ヲ得ル重トナシ

詐欺取財律ニ依ルトキハ窃盜ニ準シテ論シ杖

八十相当ノ様奉鄙考此段為過念伺出申候間

当否御指揮奉願候也

都合ニ有之たる様子ニ付罰之
申付様無之ニ相決たる義
御承知可被下候

五月四日 本課

高野 権少属 殿

〔〇〇六A〕^(注6)

TN重真方申越候合印入質中

外印章を以云々早速出納課

及問合候処 先年扶持方願之分ハ合印

を以請米致し候儀ニ無之候付六斗之辻ハ

請取られ候儀ニ有之一統扶持方

給禄常ニ替り候而よ里〔り〕ハ無論

合印無之而ハ不相捌候へ共先年

辻ハ只吉田町馬子頭ト申者□瀬

會計局内方何千何百石ノ辻を御

内々ヲ以テ何某ニハ何石々々と致払不

〔〇〇六B〕

〔〇〇七A〕^(注7)

TN重貞ヨリSD作平相手取質物出入出訴取糺

候処別紙口供ノ通作平及伏罪然ルニ其原由ハ家

禄書入貸借ノ義ニ付五年三百号第四条ニ基キ此末取^(注8)

引上ニ至テハ裁判及ヒ難ク様モ相考候得共中尾

為治ニ於テハ合印入質モ有之偽物トモ相考ヘス

相對貸借致シ候事ニテ三百号御布告以前ニ付六

年三百六号第三条ニ依リ作平償却不調節ハ身

代限りノ処分ニ及ヘクヤ又ハ費用受寄財産ノ賍

ト看做シ已ニ費用スルニ依リ改定律第五十五条ニ照^(注10)

シ処置致スヘクヤ依テ為治重貞両人エ申渡書相添

〔〇〇七B〕

併テ奉伺候間何分ノ御指令奉願候以上

四月廿四日

蕪出張所

追而偽証文中請人Y D梅吉義ハ当時失踪中ニ付不及

取糺猶又作平斷獄廻ニテ罪業等有之事ニ付相手夫

々口供取付不申候右邊(辺) 体裁ニ不叶不都合ニモ有之候

ハ御指揮可被下候

一 重貞合印入質ノ処同人留守中別印ヲ以テ給祿取下ケ候

段別紙具狀書ノ通申出右ハ婦人ノ作舞ニ付無構シテ

可然哉処分ノ処是亦御指図奉願候

本月日本課へ仕出之印* * 本行は朱書き。「薰」の丸朱印

(〇〇八A)^(注11)

進 十六

本旨

一 萩出張所方 T N 重真^マ方 S D 作平

相手取質物出入出訴ニ付別紙第一号

之通被出候処作平罪案擬律之通

N O 為治与 (と) 差合偽券取財之罪処

分可相成就而ハ作平之所有物ヲ追徴

為治江給し為治預置候偽券相印等

を追徴重真^マ江給し重真より (り) ハ先年

(〇〇八B)

借用金元利作平江返却之都合ニ

御返可相成哉

右之通伺願相成付閑差迫

候間左様御承知有之度候也

四月廿八日 本課

萩出張所

(〇〇九A)^(注12)

第二十大区第一小区萩□□□町□□□□番

地第三居住 土族 T N 重貞

其方儀質物差纏出訴取糺ス処明治四年十一月中原

農 S D 作平エ扶持方一人半書入諸取下ケ合印預ケ置

キ金五円二十銭借受期限返済不埒ニテ延期示談ニ及

ヒ其御作平手元差問(つかえ)ノ趣ヲ以テ協方ニ於テ借替ノ儀

申聞ケ置其右質物書人其方名前ノ証文ヲ偽書

シ土族中尾為治方ニテ金二十六円借用悉皆家事ニ

費用シ其后五年四月五日其方ヨリ前借金五円二拾銭ノ元

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一) 一八四(一八四)

利調達持參ノ節作平借添ノ金返済不調ヨリ終ニ質
(一〇〇九B)

物不差返候作平〔乙〕申立〔三〕依テハ前借金五円二十銭ノ元利為
治エ返却スヘシ

同大區第六區□□□□番地 士族

N O 為 治

其方儀明治五年正月申上原農SD作平ヨリTN新之助 重貞
名前ノ証文ヲ以テ諸取_事下ケ合印入質ニシ同人請人相立金

貳拾六円貸渡ス処右質物出入重貞ヨリ作平相手取及出

訴取糺処其以前重貞右合印差入作平方ニ於テ金五

円二十銭借用致シ其后作平手元差間ヨリシテ糺ニ差

入ル処ノ証文ヲ偽書ニ借受候假〔又借り〕申立依之同人ニ貸

(一〇一〇A)

渡ス高ノ内金五円二十銭元利重貞ヨリ請取ルヘシ

印* *「薰」の朱丸印

(一〇一一A) 【三】【田地受返シ差纏レ】

明治七年聽訟一件録綴中ニ在リ
(注13) 夕リ

(一〇一一B)

(記述なし)

(一〇一二A) (注14)

第六大區第二區□□□□村

□□□□番屋敷居住 農

原告 MK 彌三郎

代理人 水木 伊助

同大區同區同村□□□□

□番屋敷居住 農

被告人 NO 又次郎

其方共儀田地受返シ差纏レ吟味之上左
之通り申渡ス

右

(一〇一〇B)

明治七年五月五日申渡ス

N O 又次郎

〔〇一二B〕

其方儀父吉左衛門存生中嘉永四年亥ノ十二月*MK平次郎抱之田地一反九畝十

*西曆一八五一年

六歩同人ヨリ二十五ヶ年切り売渡シ代錢一貫七百六拾目吉左エ門ヨリ相渡シ

受返之儀ハ二十一ヶ年目ヨリ五ヶ年之間代錢不殘相調ヒ候時ハ田地可差返トノ証書前ヲ以テ右代金受取候上早々證文田

地水木伊助ヘ引渡スヘシ

但 其區内之錢相場八十文錢百目ニ付旧山口藩札八十五匁壹分六毛三

〔〇一三A〕

朱八味三拂之割合ヲ以テ金受取ルヘシ

右

水木 伊助

其方儀右之通りNO又次郎ヘ申渡ス間代金相渡シ同人ヨリ證文田地受取ルヘシ

第十大區第一區堂之前町

三百七番地 商

代書人 吉賀 源兵エ

右之通り双方江申渡ス間其意ヲ得ヘシ

〔〇一三B〕

(記述なし)

〔〇一四A〕【四】耕地受方催促ノ訴

明治七年四月廿日

耕地受方催促ノ訴

同年聴訟一件録

綴中ニ在リタリ

原告 MS 福次郎
被告 H 榮之助^(注15)

〔〇一四B〕

(記述なし)

〔〇一五A〕^(注16)

本書ハ本廳本課ヘ

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一) 至同 九(一八七〇)年

一八二(一八二)

留置ク此分扣也*

* 欄外右上部に墨書き

奉 早川 貞祐

長官 大属

之儀先達而申渡寿〔す〕処計算相違有之
更ニ改正金壹圓九十銭ヲH 栄
之助へ同壹圓四十銭ヲY D 安次郎へ
償不遍之**

** 読みは「償ふへし」

一 □□村 農 □□□□番地 農 MS

福次郎ヨリ同村 農 三百七拾七番地

同 H 栄之助へ掛る耕地受返シ出入

訴出吟味之末福次郎詐偽之始末

伏罪ニ付入費償却之儀前昏ヲ以テ

相伺候処計算相違有之更ニ改正

左之通御指令可相成哉

〔〇一五B〕

（記述なし）

〔〇一七A〕

同大區同區村 □□□□番

屋敷居住 農

被告人 H 栄之助

其方儀MS福次郎ヨリ耕地受

返シ出入訴出吟味之末福次郎詐偽

之始抹伏罪ニ付懲役一百日申付而ニ

依リ此旨会得遍之

但 吟味中入費金壹圓九十銭

福次郎ヨリ受取留遍之

同大區同區村

〔〇一七A〕

Y D 安次郎

〔〇一六A〕

第七大區第拾五區 □□村

□□□□番屋敷居住 農

九月廿四日申渡済* 原告人 MS 福次郎

其方儀同村 農 H 栄之助へ掛る

耕地受返之出入訴出吟味之末詐

偽之始抹伏罪ニ付入費金償却

* 注記として書込み

其方儀同村 農 MS 福次郎ヨリ

H 栄之助へ掛留耕地受返シ出入

訴出吟味之末福次郎詐偽之始抹

伏罪ニ付懲役一百日申付ルニ依里(リ)

此旨会得遍之

但吟味中入費金壹圓四十

錢福次郎ヨリ受取留遍之*

同大區同區村式拾貳番屋敷

居住 農

(〇一七B)

代書人 上原 平輔

同大區第拾二區遠石村

八百三拾五番屋敷居住 農

〃 広瀬 豊左衛門

右之通雙方江申渡寿(す)間其意ヲ

得遍し

明治七年六月廿五日

加調米金淹滞ノ訴

同年聴訟一件録

綴中ニ在リタリ

原告 K M 一英
被告 N O 熊次郎

* 読みは「受取るへし」

(〇一八B)

(記述なし)

(〇一九A)^(注19)

奉 早川 貞祐

長官 大属

一 □□□村□□□番屋敷居住 農

NO又次郎方同村□□□番地 農

NO熊次郎江掛留同村禪宗KG院

弟子KM一英江掛留加調米金出入

吟味之末又次郎詐偽之始末伏罪

ニ付入費償却左之通御指令可

相成哉

(〇一九B)

(〇一八A)【五】加調米金淹滞ノ訴

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一八〇(二八〇)

屋敷居住農

已下NO熊次郎ニ而申渡二付

九月十日申越

其方儀同村農 NO又次郎方掛る同

村禪宗KG院抱之阿弥陀堂加

調米金出入訴出吟味之末又次郎

詐偽之始末伏罪ニ付懲役一百日

申付候ニ依り此旨会得為可し

但吟味中人費金三兩三十錢

又次郎方受取留遍し

同大區同區村禪宗KG

〔〇一〇A〕

院弟子阿弥陀堂守護

K M 一英

其方儀西岡又次郎方掛留阿弥陀堂

加調米金出入訴出吟味之末又次郎

詐偽之始末伏罪ニ付懲役一百日申

付留ニ依り此旨会得為可し

但吟味中人費金一兩五拾五錢

又次郎方受取留可し

第七大區第拾五區末武上村

式拾式番屋敷居住農

〔〇一〇B〕

代書人 上原 平輔

同大區同區村農

屋敷追而書入
可申候*

* 細字部分は付箋に記載

田中 又四郎

右之通双方江申渡寿〔す〕ニ付其意ヲ

得遍し

〔〇二二A〕【六】〔煽〕(煽の誤りか) *石為替金差縫之訴

* 石偏に扇の文字は誤りで火偏に扇の文字

〔煽石〕と解することにする。以下同じ

奉 原田 豊 印*

* 本行中程に角朱印。「豊」の丸朱印の他、

長官印** 大属

「松原」「退」の丸朱印

なお、欄外上部に「第拾壹号」の墨書

筑前國遠賀郡黒崎駅雜業原告人惣代

** 「木梨」の丸朱印

河原徳右衛門ヨリ赤間ヶ關□□町士族OT

魁輔以下五名ヲ相手取り煽(↓煽)石為替金滞裁判

後引渡違約之訴判決之通裁判可相成哉

(明治八年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ) (注21) *** 本行は朱書き

〔〇二二B〕

(記述なし)

[〇一三A]

申渡^(並記)案

原告代言人 福岡縣管下若松商

河原 徳右衛門

被告人 長門國豊浦郡赤間ヶ関

BS會社

O T 魁輔

S T 佐七

T J 徳藏

K Y 幸介

F M 清藏

[〇一三B]

T G 伊助

其方共訴訟審理裁決スル左之通

第一條 原告人ニ於テハ^(並記)堀石為替金差纏一件ニ付

明治六年六月出訴ノ末同六月被告六名ヨリ元利金

三百四十円七十六錢三厘八毛受取ルヘクノ裁判ヲ受ケ

尚規則ノ通り十二ヶ月猶予シ同七年七月右金受方トシテ

罷越ス処被告ニ於テ裁判不服ノ由ニテ精算辻内金百

自明治六(一八七三)年
至同九(一八七〇)年

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一七八(二七八)

三十二円六十五錢ヲ兩度ニ受取り殘金遷延際限無之二付
滞リ金額及ヒ尔後百分ノ六利息ヲ加ヘ合金二百四十一円
四十六錢六厘五毛ノ辻請求スル旨申シ出タリ

[〇一三A]

第二條 被告人共ニ於テハ明治六年六月元利金三百四十円七

十六錢三厘八毛引渡スヘク之裁判ヲ受ケ同七年七月右金

引渡スヘクノ処社中ニ於テ取引有之原告人ヘ示談ノ上同

八年三月十日引渡スベキ約定シタル期限ヲ彼レヨリ違約

シ加之違算ノ廉モ有之ニ付弁金遷延ニ相成リタル旨申

シ出タリ

第三條 被告人明治六年六月初審ヲ受ケ其後期日ニ

至リ原告人受金ニ罷越サ、ルヲ違約トシ尚違算等ノ廉モ

有之弁金遷延スト申シ立ルハ自己ノ苦情ヲ陳スルノミニテ

引渡シノ義務ヲ免ル、者ニ非ス況ンヤ初審不服ニ於

[〇一三B]

テハ期限内控告スヘキヲ等閑ニ打過ル上ハ被告共申シ分

難相立依テ最前裁判申渡セシ金額及ヒ尔後ノ利子

ヲ合算シ原告人申シ出ノ通り合金二百四十一円四十六錢

六厘五毛ノ辻O T 魁輔以下五名ヨリ身代限りヲ以テ弁償

スヘシ

但訴訟入費ハ被告人共ヨリ償フ可シ

右 引合人

代書人

右之通申渡ス条可得其意

明治八年十月 山口縣廳

(〇二四A)

本務百三十六号*

第拾一号**

* 欄外右上部に朱書き

原田 豊印***

** 欄外上部から墨書き

長官印* 課長印*

*** 「豊」と「延三」の丸朱印

* 「木梨信一」の丸朱印

福岡縣下原告代言人河原徳右衛門ヨリ赤間関 * 「進」の丸朱印

士族大塚魁輔外五名へ掛ル罫(↓煽)石為替金差纏

一件別紙之通御申渡シ可相成哉

(〇四二B)

(記述なし)

(〇四三A) (注23)

申 渡

第十五大區□□町居住 士族

O T 魁 輔

同所居住 商

S T 佐七

同□□町居住 商

T J 徳藏

同□□町居住 商

K Y 幸助

F M 清藏

(〇四三B)

同□□町居住 商

T G 伊助

其方共原告人M T利兵衛其外取組為換金出入明治六年六月裁許申渡シ後濟方不埒ニテ

差纏ノ次第双方申立ルト雖モ今日ニ至リ聞

届ケ不相成依テ右裁決ノ金額ニ尔後一ヶ年百分

六ノ利子ヲ加算シ身代限りヲ以テ償却申付

ル

但 訴訟入費モ被告人共ヨリ償フヘシ

原告代言人

(〇四四A)

河原 徳右衛門

右之通被告人共へ申渡ス条其意ヲ得ヘシ

明治九年

二月廿九日

山口縣廳

(記述なし)

(〇四六A)

自分儀嘉永六年三月* T日新兵衛へ半紙売扨同人

* 西曆一八五三年

大坂表へ積廻シ到底売捌ノ上代価受取可クノ約定ニ候処彼

地ニ於テ売捌不相成損亡ニ立至リ終ニ金二十九円余断リ

延候ニ付其意ニ任セ置候工共際限無之安政二年十二月* 新兵衛

** 西曆一八五五年

所持ノ字塩ノ瀬山一ヶ所買得約定致シテ手代人O T松助受取

方トシテ差出シ新兵衛并証人利吉三名立会ノ上取極直ニ利吉へ

山守依頼置候得共固ヨリ扱所尚戸長等へ届出置訳ニテハ一切無之

其後

明治五年地券御調子ノ節書掲尚畔頭K Y亀十郎へ掛合等モ勿論

不致候テ明治七年四月*** 最前約定ノ字塩ノ瀬山境界證書通り受取

*** 西曆一八七四年

可ク掛合ニ
及ヒ候処彼是紛紜申立終ニ最前約定場処ハ

(〇四六A-2) (上部欄外に朱書き)

元治元年子 安政六年

金耆吹子ノ暮納入 未ノ十二月算用相済

残り二十八匁二歩

(〇四四B)

(記述なし)

(〇四五A) 【七】買得山引渡ノ訴(注24)

明治八年四月二日

買得山引渡ノ訴 原告 K Y 嘉右工門事

同年第六号 被告 H E 嘉右工門

訴訟書類綴中ニ 被告 T H 新兵衛

在リタリ 同 M T 直治郎

同 A K 房五郎

同 I M 千代松

同 H T 利吉

(〇四五B)

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一) 一七六(一七六)

至同九(一八七〇)年

□□村

利吉ハ使而已

組合立会

（〇四六B）

字長渡路ノ山引渡ス可クト義ニテハ取調フヘク処安政度約定ノ山ニハ安政三年*^{*}右衛門ハ売払ノ由ニテテ全詐術ヲ以テ外場所ヲ仕向テ理不^{*}申シ

募リ余義ナク致出訴候事

原告人ニ於テハ元年約定山ト相違ニテ右取極ノ地所証人利吉ハ

山守依頼置クト雖モ扱所尚戸長等へ届出サル上ハ

証拠ニ不相立候

第二条 原告地所買得讓渡ノ証書ヲ受取ルト

雖モ明治六年第十八号第九條^{（注25）}ノ通戸長役場奥書割印（等）**

無之尚地券受取ラサル上ハ所有ノ權無之候 ** カッコ内文字截断

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ消却スヘシ

*** 左側欄外に墨書さ

（〇四七A）

自分父新兵衛義嘉永六年*^{*}三月H E 嘉石衛門ヨリ半紙

* 西曆一八五三年

買得大坂表積廻売捌ノ上底致払ノ約定致シ置候処

彼地ニ於テ売捌不相成損亡ニ立至リ返弁相成難ク

終二十九円余断延へ苦心折柄安政二年十二月**^{*}所持ノ

** 西曆一八五五年

字塩ノ瀬山一ヶ所売渡ノ約定致シ置キ候趣示談方致存意等

〔金策ノ上地所引渡等閑ニ打過〕***^{*}其後追々

*** 行間に加筆され、判読困難

催促ニ預リ〔固ヨリ金策不相成〕**^{*}依テ明治七年四月約定ノ山

** カッコ内傍線にて抹消

受取ヘクトノ義ニ付引渡致スヘクト畔頭証人共立会候処

安政度約定ノ山ニテ無之段申募候得共最前約定ノ

節地名境界等記載有之候ニ付相違無之尚所持ノ別段ノ山等無之儀

畔頭証人

共承知ノ段申断リ候ヘトモ承引不致候事

（〇四七B）

右双方争訟スル事件審理判決スルヲ左ノ如シ

第一条 原告人ニ於テ先年字塩ノ瀬山買得

約定之砌手代O T 松助地処受方ニメ穴出シ方T H 新兵衛

証人利吉トモ三名立会ノ上直利吉ハ山守依頼スト雖モ

扱処戸長等へ届出サス上ハ証拠ニ不相立

第二条 原告人地所讓渡シ証書受取ト雖モ

明治六年第十八号第九條ノ通戸長役場奥書

割印無之尚地券受取サル上ハ所有ノ權無之シ

〔〇四八A〕

第三大區□□村農

H E 嘉右衛門

伴 清兵衛

同大区□□村農

T H 幸藏

其方共壹件遂審理処

原告ハ先年*ヒ告新兵衛所有之

* 下部に朱書きの注記「紙代金・（切断のため判読不能）」

字塩ノ瀬山代金三拾円ニテ買得約定之砌病氣ニ付

手代O T 松助ヲ以テ新兵衛

并ニ証人利吉トモ三名立会ノ上地所取極メ利吉ハ南栗村

居住ニ付直ニ山守リ依頼及ヒ置其後元治元年新兵衛へ渡し明治七年

四月兼テ約定ノ

〔〇四八B〕

跡書掛合ノ処字長渡路山ヲ引渡スヘク申スニ付篤とくと与調フル処先年取極ノ

地所ト相違致シ右ハ該

区小村絵図ニ判然タル旨陳述セリ

被告ハ先年売渡シ約定ノ山ハ即チ字塩ノ

瀬山ニシテ全ク長渡路山ニ無之該区ニ限り往古ヨリ

自明治六（一八七三）年
至同 九（一八七〇）年

（聴訟記録）『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』（民事第一九號）について（一）

一七四（二七四）

小村絵図ハ無之候ヘトモ最前定約ノ砌組合ノ者トモ立会尚証書ノ通境界判然タル上ハ相違無之ト答ヘタリ之ヨリ下ノ一江継ク*

引渡證文**

** 以下、〔〇四九B〕一行目まで朱書き

一 過ル子ノ暮御借用之銀子八〇百五十拾目丑暮御仕入

〔〇四九A〕

銀之運上ヲ以テ御調仕咎ニ候得共引当之銀子間違難決

ニ立至リ御口入早助殿種々致御頼候ヘバ持場山一ヶ所

一ツ書之代銀引渡御買得被下辱奉存候然ル上ハ

子孫ニ至ル迄聊申者無御坐候仍而御奥書取附進置

如件

天保貳年

卯八月*

治兵衛 殿

早助 殿

右之通り無紛存知申候 以上

〔〇四九B〕

同日

畔頭 利兵衛

前条之通ニテ五助ヨリ治兵衛へ売渡シ其後治兵衛

ヨリ元右衛門へ売渡ス左之通り

** 本行まで朱書き

屋なば

永代売渡証文

* 本行以下朱書き

一 山 壺ヶ所

境目下ハ元右衛門

上ハ千楯下ハ道背線限リ

代七六五百目

右之通売渡代銀髓ニ受取申候然ル上ハ子々孫々ニ至ル迄聊申間敷仍而正人立合御役所與判進置如件

〔〇五〇A〕

安政元

売主 H E 治兵衛 印

三月

正人 新兵衛

組合 伊与松

元右衛門 殿

右之通無紛存知候 以上

K Y 亀十郎*

* 本行まで朱書き

原告差添人 Y I 一策儀地所相違之儀ハ最前自分

并ニ組合 H E 源次郎ヲ檢証ニ相立□□村戸長

田中道平方ニ於テ小村絵図引合正ニ一見スルニ依リ

〔〇五〇B〕

惣戸長水谷清次へ及掛合候処固ヨリ小村絵図ハ

有之ニ付入用ニ候へハ貸渡シ申へクトノ申立ニ付有無

ノ儀清次ヨリ書面取附ル処左之通

修道法學 四〇卷 一号

寶曆度*之小村絵図扱所へ申置候処無之段返答

** 本行以下朱書き

仕候間右様御承知可被下候文政度***旧藩中勘場焼

*** 西曆一七五一〜一七五四年

失有之儀ニ付其節焼亡ニ候及可申哉何トモ相分不申

右趣御承知被下候也

四月廿日

H E 清兵衛 殿 水谷 清一

御用**** 本行まで朱書き

〔〇五一A〕

一 右ノ如相争ニ付戸長代福田定吉畔頭片山宗吉トモ実地取調ラベ候処

被告 T H 新兵衛所持地ハ全ク字塩ノ瀬ニテ境

界等モ相違無之旨申立タリ

原告人 H E 嘉右衛門

伴 清兵衛

被告人 T H 幸藏

〔右双方争訟スル事件審理〕*依テ判決スルヲ左ノ如シ

* カッコ内朱線で抹消

第一条 原告ニ於テヒ告新兵衛ト先年約定山ハ

字違ニテ現今可渡トノ山ハ長渡路山ノ旨云々申立ルト雖

特ニ口頭ノ申争迄ニ必ラ□買□定□^{***} □は截断により

地所相違ニテ右地所ハ証人利吉ヘ山守依頼置 判読困難

クト雖モ扱所并ニ戸長等へ届出ザル上ハ証拠ニ

〔〇五一B〕

不相立候

〔第二条 〔原告人地所買得讓渡ノ証書ヲ受取

ルト雖モ〕^{***} 因テ明治八年第百六号公布^{〔注26〕}ヲ不履行モノニ付明治

六年六十□^{***}

出訴期限第二条ニ依リ原告於テ請求ノ權無之候事^{***} 朱記で抹消

右之通申渡ス段其旨ヲ得ベシ 右代書人共

〔〇五二A〕

〔八 〔地券状并貢納割戻金取戻ノ訴〕^{〔注28〕}

〔明治八年民事訴訟書類綴中ニ在リタリ〕^{*} 〔七九A〕を参照

自明治六（一八七三）年（聴訟記録）『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』〔民事第一九號）について（一）

至同 九（一八七〇）年

〔〇五二B〕

（記述なし）

長官 課長 係 松原佐久印^{***} 「松原」の丸朱印

〔〇五三A〕^{〔注29〕}

副 河野忠三印^{***}

第拾壹大區四小區周防国吉敷郡

第拾壹大區拾小區 農 T T 庄吉ヨリ第七大區三小區□□村

士族 H 章左工門ニ掛地券状并貢納割戻金取戻一件吟味書

第拾壹大區拾小區周防国吉敷郡

□□村□□□□番地 農

原告 T T 庄吉

第九大區四小區周防国佐波郡

三田尻村千百番地 士族

右代言 村上 旗輔

〔〇五三B〕

地券状貢納割戻金取戻訴訟

第七大區三小區周防国都濃^{***}郡

□□村□□□□番地 士族 * 読みは

被 告 H 章左工門 「つ」の郡

第十一大區十小區周防国吉敷^{***}郡

一七二（一七二）

— 43 —

※ 読みは「よしき」郡

請ケタルハ汐留
後二十五年ノ歛下ニ有之

証第壹号***

*** 本行以下朱書き

□□村□□□番地 農

引合人 I D 清七

第十一大区十小區周防国吉敷郡

□□□□村□□□番地 農

引合人 O D M 庄次郎

〔五四B〕

御願申上候事

一 小郡御宰判深溝於干淳ニ御屋敷表御開作地SZ六郎左エ

門様御開作地一圓ニノ築立仕度奉存候間御相談申上候処

目論見仕候様被仰聞去春以來御場所追々見合候処元來

沼地ニテ容易ニ築立相成苦敷種々内積仕見都合ノ趣御相談仕去

冬沖手ノ方石垣土手ノ方其々下地敷松捨砂根座木等ノ仕法ヲ以

テ為

試相調見候処且々於只今ハ積通相調可申哉此余入川筋ノ儀ハ

別

テ沼地且水手旁莫太ノ儀ニ御座候得共乍此上手ヲ以テ相調

度奉存候間左一書ヲ以テ御願申上候事

一 歛下年限ノ儀ハ汐留年ヨリ往キ貳拾五ヶ年御宥免被仰付

〔五五A〕

可被遣候事

別紙

歛下年限ノ儀ハ可為申出通候事

一 歛下年限明貳拾六ヶ年目ヨリ石盛ノ儀田方上中下坪八斗臺

畠

※ 読みは「よしき」郡

□□村□□□番地 農

引合人 I D 清七

第十一大区十小區周防国吉敷郡

□□□□村□□□番地 農

引合人 O D M 庄次郎

〔〇五四A〕

右一件遂吟味候処左ノ通

原告代言人村上旗輔申立候趣ハ原告庄吉ノ耕地□□開作場ハ文化

十二

年*被告日章左エ門先代并KS権石エ門築立ノ地所ナレトモ半途右両

名手

* 西曆一八一五年

段絶可相止処百姓自力相繼開発成就スルニ付歛^{〔注30〕}下年限中ハ下作ニテ

年限明文久三年*ヨリハ自分所有地ト相心得旨申之

** 西曆一八六三年

被告林章左エ門申立候ハ□□村開作ノ儀ハ旧藩士族SD、SZ両

氏

ノ采地ニテ文政十年丁亥二月亡父OG権兵衛HN善三郎 善三八熊

谷五右エ

五右八河

崎権石エ門ニ譲リ即今一半ハ

章左一半ハ権右各地ヲ分テ所有ス

自費開拓願立同三月両氏ノ許可ヲ

方上中下坪四斗八升臺ニシテ御請可申上候尤穂ノ木別江当り
厚簿詮議仕石盛帳仕出置可申候間年限明ノ節右帳面
前之通御定被仰付可被遣候事

但 田方四ツ成島方石貫札銀上納之事

別紙

歛下年限明石盛并田畑物成可為申出通候事

〔五五B〕

一 歛下年限明候テ田島私共名田勿論ノ儀ニ御座候事

別紙

田島名田ノ儀可為申出通候事

以下略之

〔右前書ノ廉々被遣御許容御證拠物私共銘々頂戴被仰付

被遣候ハ、永秘藏仕度奉存候間都合三通調上申上候間老

通宛御裏判ヲ以テ私共へ御下渡被仰付残一通為後日御屋

敷被留置被遣候様旁宜敷奉願上候 以上

文政十亥二月

OG 権兵衛 印

HN 善三郎 印

〔五六A〕

MN 清太郎 殿

右前書之通御願申出候間宜敷被成御沙汰可被遣候 以上

MN 清太郎 印

J 順治 様

自明治六（一八七三）年（聴訟記録）『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』（民事第一九號）について（一）
至同 九（一八七〇）年

YD 清左エ門 様

同日

裏二

面書ノ廉々詮議ノ上別紙相調両人江彦通宛差下候条其

沙汰可有之候 以上

文政十亥三月*

K 九十九 印

* 西曆一八一三年

〔五六B〕

J 順治 殿

S 謙次郎 印

YD 清左エ門 殿*

* 本行まで朱書き

沙留

着手ノ末十五年ヲ経弘化二年乙巳七月** 二至リ文政十三年庚寅**

ノ後用水詮議半途ニ障ヘ天保八年丁酉** 二至リ八年間開田渋滞

ノ訳申立残期十年共当己弘化二年乙巳ヨリ来子嘉永五年壬子* 迄都合

二十年 ** 西曆一八三〇年

ノ増期ヲ請是亦許可成リタル次第第二テ ** 西曆一八三七年

証第二号** * 西曆一八五二年

御願申上候事 ** 本行より朱書き

〔五七A〕

一 去春御開作御検地就被仰付候為冥加熟毛穂ノ毛右御
検地辻貳拾九町五反余ノ内暮ニ対諸雜費江九町五反余引之殘テ

一七〇（一七〇）

貳拾町ニ相当ハ斗臺嶽下年限中先三ツ成ノ見積ヲ以テ貳歩方反別四升八合宛御馳走米上納申上度奉存候尤廉有大不熟年ハ格別ノ御詮議被仰付可被遣候事

一 畠并屋敷畠地ノ儀モ前断田方ニ準シ高四斗八升臺ノ割ヲ以テ貳歩方反別九分六厘宛御馳走相備可申候事

一 嶽下ノ儀ハ初発御願申上候節文政十亥年^{*}築留ニテ貳拾五ヶ年^{*}西曆一八二七年

〔五七B〕 天保八酉年迄八ヶ年ノ間田方開立不相成ニ付植附少モ不得仕猶又過ル文政十一子年大破ノ節ハ御開作一円ノ海ニ相成仕戻普請不得仕ニ付御拝借ノ儀御願申出候処御時節柄ノ儀ニ付テハ御銀御貸下不被仰付トノ御事ニテ往々ニ至リ増嶽下ノ御見割可被仰付候段歎書江御別紙ヲ以テ御授相成候儀モ御座候ニ付彼是ノ御見割ヲ以テ拾ヶ年増嶽下御免被仰付可被下候左候ハ、下地御奉書嶽下年限残十ヶ年共当已ヨリ子迄迄都合貳拾ヶ年被遣御許谷可被遣候様奉願候事

中略

〔五八A〕

一 下札名前ノ儀ハOG屋十右工門KS菊三郎ト御改被仰付可被遣候左候テ下百姓ノ儀ハ出入帳御被成置追々御詮議被仰付被遣候様奉願候全私共抱百姓ノ義ニ付後年御書下物并地下ヨリ諸願書共二下百姓何某ト書記差出申候左候テ勿論地下役ノ儀ハ古地同様可為奉遂其節候間旁御聞届被仰付被遣候事

右ノ廉々御歎申出候間願ノ通被遂御許谷被遣候様宜被仰上被成御沙汰可被下候 以上

OG 権兵衛印
KS 権石工門印

〔五八B〕

小都合 MN 清太郎 殿
御庄屋 IT 傳左工門 殿

右前書ノ通御歎申出候ニ付宜様被成御沙汰被遣候 以上

庄屋 IT 傳左工門 印
小都合 MN 清太郎 印

YD 清右工門 殿
NG 彦右工門 殿
MD 庄右工門 殿
KY 官兵工 殿

右前書之通願出候間宜被成御沙汰可被下候 以上

〔五九A〕

裏二

K Y 官 兵衛印
M D 庄右工門印
N G 彦右工門印
Y D 清左工門印

面書之通差免候条其沙汰有有之候 以上

六戸ノ
家老ノヨシ

H 平左工門印
G 市兵衛印
Si 宇 称 印
Su 佐 織 印*

* 本行まで朱書き

元来該地ハ海湾ノ一方ニ於テ石垣土堤ヲ築造シ一面ノ陸地トナス

〔五九B〕

莫太ノ費用故從テ年期ノ容捨モ有リ尔後流氓ヲ募リ殖民セシ
ニハ汝留賃銀ヲ与へ小屋掛料牛馬代等貸附返済行届サルニ至
ルハ棄捐スル分不少從來保護ノ上漸成就ニ至リタルモノニテ聊中絶
ノ

儀有ル無シ殊ニ嘉永二年己酉四月*開作百姓共ヨリ預作加調

等ノ明文有ル連印ノ證文

証第三号**

* 西曆一八四八年
** 以下の行は朱書き

御請状申上候事

中略

自明治六(一八七三)年(聽訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

至同九(一八七〇)年

一六八(二六八)

〔六〇A〕

一 田方永定免現地反別土貢米壹石ノ御預ケ作ニテ御見詰
ニ被仰付度トノ御事ニ御座候得共未御開作一円熟薄

ノ御目途モ難相立ニテ此度地下御役人衆中被仰談御屋敷表
御伺ノ上先九年ノ御預ケ免ニ御開濟被仰付トノ御事重畳

被仰渡奉得其旨候於後年御開作地端々込田地及熟毛
候節ハ岡屋佐山御領分并江崎深溝両御開作類地ノ預
ケ作ニモ御引合セ被仰付其節下百姓中難渋ノ筋モ無御

座事ニ候へハ御物筋被仰談候上ハ少々増加調ノ御請江モ
仕候様トノ御事奉畏候勿論廉立候御事ニ候へハ不法ノ
御断ハ申上間敷候間右様御開届被成置可被遣候事

中略

〔六〇B〕

一 畠方永定免現地反別麦綿代銀ヲ銀単ニメ三拾五匁

ヲ御預ケ作被仰付度トノ御事ニハ御座候得共未厚薄ノ御
見詰未定ニ付田方振相ヲ以テ先銀三拾目ノ御預ケ免ニ御開濟
被仰付トノ御事奉得其旨候追年一緡熟地ニ相成候節ハ
田方同様増加調銀ノ御請仕候様ニトノ御事勿論御見割ヲ

以テ被仰掛候儀ハ下百姓中迷惑筋モ無御座候得者御請

可申事

一 下百姓中御開作内現軒相立居候部ハ屋敷地ノ御納所
現畝數ニ当リ当酉年ヨリ亥年迄往拾五ヶ年ノ間現麦御

納所御宥免被仰付畠壹反ニ付銀拾匁ノ御定ニ被仰付トノ御事猶十六ヶ年目ヨリハ永年定免土貢壹老年貳升銀拾

〔六一A〕

匁ノ上御定被仰付段重疊被仰渡御心入ノ御事難有奉

存奉得其旨候事

一 水当給出来之事

一 御開作井手閔人夫仕役ノ事

一 道橋取繕小溝堀浚等ノ事

一 御米藏米御普請御役人様并ニ御地頭様方御出入ノ節

其外現御役目ハ勿論諸普請所仕役等ノ儀ハ私共罷出相勤

可申候尤定役賃銀ノ儀ハ相応ニ被立遣トノ御事奉畏候事

右此度御開作田畠永年預作納所御米銀定前書之通廉々

御定被仰付候段重疊被入御念被仰渡奉得其意候左御座

〔六一B〕

候ヘハ向後御領法相守猶御地頭ノ御定辻少モ違背申上間敷

候自然私共下作中無拗難渋出来就仕組筋ニ讓合等仕候節

ハ是迄ノ御仕法ノ讓状其主江相渡候節前書ノ廉々連綿

仕候様手堅申伝可仕候依テ私共一紙連印ヲ以テ御請狀調

上申候 以上

嘉永二年酉四月*

百姓連名

* 西曆一八四九年

清吉印

在中以下名略之

〔六一A〕

右北ノ江御開作前条之通御仕法治定ニ付御請狀被仰付地下人別御請印為仕差出置申候 以上

年寄 市右エ門 印

畔頭 吉屋 銀藏 印

庄屋 IT 傳右エ門 印*

受取所有致シ聊紛雜無之旨申之

* 本行まで 朱書き

右原告申立ル中絶ノ時被告ニ於テ抛棄シ原告（一）於テ讓受タル

契約無キハ勿論旧役場へ届願等モ無ク況ンヤ被告（二）於テ

〔六一B〕

文政十年丁亥*三月汐留後二十五年ノ歟下ヲ許サレ十五年ヲ

* 西曆一八二七年

經弘化二年乙巳*七月ニ至リ更二八年ヲ加ヘ都合二十ヶ年ノ増

** 西曆一八四五年

ヲ請フ願文ニ明許ヲ得嘉永二年巳酉***四月開作百姓ヨリ

*** 西曆一八四九年

預作見詰云々先九年ノ預ケ免又増シ加調ヲ可受等ノ小作

明文アル連印證文ヲ請取置中絶ノ跡可徴ナキハ依然々

ル下作人ナルヲ以テ申分難相立事

原告(二) 於テ被告章左工門(二) 於テ地券狀願取自分江ハ渡具レ
ス明治六

年地価稅改正以後代米割戻金其俣所得シ旁不当ニ付屢々掛

合ヘトモ地主ト主張シ戸長役場ニテモ下作人ト取調相成ルハ難心

(六三A)

得旨申之

被告(二) 於テ自分名田ニ相違無キヨリ期明以來指揮ノ如ク貢進意
リ

ナク明治三年庚午*采地返上モ唯ニ采主S D氏ニ係リタル儀ニテ
開

拓願主自分ニ於テハ山口藩ニ願統許可相成リ

証第十号**

御願申上候事

御当郡小郡□□村北ノ江御開作采地御奉還ニ付テハ御

開作地一統御蔵入被仰付奉得其旨候右ニ付御開作御仕

法ノ廉々巨細御願可申出筈ノ処未下方申談半途ノ趣有之

十口ノ内当秋田方刈取其外差間ノ儀出来仕候ニ付差同取

(六三B)

捌筋ノ儀ハ諸事は追行形ヲ以テ御沙汰被仰付被遣候

様奉願候左被仰付被遣候ヘハ田方刈取御米御上納等

ノ差間無御座地下中仕合ノ儀ニ奉存候間此段宜敷被

仰出被成御沙汰可被下候 以上

午ノ九月 御開作築立銀主 K S 権右工門 印

同 H 章左工門 印

畔頭 和吉 殿

右前書ノ通御願申出候間此段宜敷被成御沙汰可

被下候 以上

同日 畔頭 和吉 印

(六四A)

御庄屋 K M D 忠四郎 殿

右前書之通御願申出候間此段宜敷被成御沙汰可被

下候 以上

庄屋 K M D 忠四郎 印

大庄屋 H M 次郎兵衛 殿

右前書之通申出候間被成御沙汰可被遣候 以上

大庄屋 H M 次郎兵衛 印

U N 武左工門 殿

H T 淳藏 殿

別紙

(六四B)

本書当年ノ役ハ差向儀ニ付先ツ行形ノ通り申付候

尤手子ノ者出勤等ハ不申付候条於下ニ折合能可令

取捌ノ事* 本行まで朱書き

所有ノ権更ニ移転無ク同六年無故障地券申請尋テ地価稅ニ

自明治六(一八七三)年(聽訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一) 一六六(一六六)
至同九(一八七〇)年

改り代米納割辰金下附相成ルハ地主タル自分ヨリ貢進セシ民費ノ余贏ニ付自由ニ進退セシ儀ニテ固ヨリ小作人ニ与ラサル儀故引渡サ、ル旨申之

四筆略
以上 田數壹町八畝拾壹歩
高拾壹石七斗壹升三合
中略

右原告於テ既ニ地主ノ証ナキヨリ請求ノ權アラサル

括り

ニ付申分難相立事

〔六五A〕

原告〔二〕於テ右ハ畔頭F Y治助所持慶応三丁卯*坪付帳ニテ所有地判然致ス旨申之
* 西曆一八六七年

〔六六A〕

被告〔二〕於テ坪附相成ルハ慶応二年丙寅九月**ニテOG屋十石エ門即
** 西曆一八六六年

亡父名宛開作歟下年限満ニ付田畠石盛被仰付候旨明文ノ庄屋

WN小市郎畔頭F Y治助調印ノ下札申受ル旨申之

朱合八拾四石三斗七升五合五勺 貢米高

証第九号***

*** 本行以下は朱書き

皇高二十三石

吉敷郡小郡□□村□□□御開作田畠御物成春定下札

銀貳百三拾匁

石貫畠銀

OG屋 十石エ門

現高二百五十四石貳斗八升七合

中略

銀五拾五匁九分四厘三毛

浮役銀

〔六五B〕

九ノ二印*

* 一行目肩に注書き

- 一 田壹反四畝拾壹歩ハ壹石六斗五升貳合
- 一 田壹反九畝三歩ハ貳石貳斗九升貳合

右吉敷郡□□村□□□御開作歟下年限満ニ付田畠御石盛被仰付四方未熟地ニ不相成候間当寅ノ年ヨリ来ル午
〔六六B〕

ノ年迄免違ノ御詮議被仰付候辻前書ノ通ニ御座候尚
未ノ春定ヨリハ又々免直リヲモ被仰付候節ハ其辻ヲ以
御米銀御開濟可申上候如件

慶応寅ノ九月*

* 慶応二(一八六六)年

畔頭 F Y 治助 印

庄屋 W N 小市郎 印

右前書之通廉々清算引合相違無御座候 以上

同日 小都合 M N 利吉 印*

* 本行まで朱書き

右被告(二)於テ其前年ニ成リタル庄屋畔頭調印ノ下札

〔六七A〕

所持スルニ付原告申分難相立事

原告(二)於テ耕作地ノ内字九ノ二反別貳反歩ハ安政三年辰十二
月* * 西曆一八五六年

同所百姓清吉儀兵衛兩人ヨリ永代買受ル地ニテ當時被告取

建置ク本固屋ト称スル取扱所ヨリ奥書調印モ申受自分

共所有地相違無之

永代売渡申田地之事**

** 本行より朱書き

一 九ノ二 田貳反

代銀七百拾四匁五卜二

自明治六(一八七三)年(聽訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一六四(一六四)

右者私近年不作打統御上納方御未進ニ相成御座
〔六七B〕

候ニ付前書ノ田地貴殿江 永代売渡代銀陸ニ受取御上

納相濟シ明白ニ御座候然ハ至後年ニ私儀ハ不及申脇筋

ヨリモ子々孫々ニ至ル迄否申者無御座候為其メリ請

人ヲ立其上御開作証人百姓衆御奥書尚御地頭ノ御

聞届御印形取揃進置申処仍テ証文一筆如件

安政三年

亮王 清 吉印

辰十二月日

同 儀兵衛印

請人 庄次郎 印

儀右工門 殿

右前書ノ通後年聊出来候節ハ速ニ取捌可申付

〔六八A〕

候 以上

同日 御開作証人百姓 兵 藏 印

同 清 七 印

右前書ノ通無紛届申候 以上

同日 O G 元固屋 判*

* 本行まで朱書き

尤歛下中納来期明後貢進等ハ被告方江納タルノ無之従来村役人
畔頭江貢納証書取書タレハ自分ヨリ貢進相勤ルハ無相違
且追々規定書等調印致来ルモ愚昧ノ細民請求ノ次第ヲ不

弁圧制セラ、ニテ心服セシ儀一円無之開作尔来願届等ハ致サ、レトモ自力開拓ノ田畠ニシテ地頭築立ノ入費杯八年限中十分弁済シタル筋ニ付即今地券并割戻金引渡所有ノ

〔六八B〕

權保全セシテ請求スル旨申之

被告(二) 於テ原告買受ノ字九ノ二田貳反ノ證文ニ自分開拓取扱ノ元固屋ヨリ聞届ノ調印シタルハ嘉永二年*契約ニ是追仕法

* 西曆一八四九年

申伝下作讓渡可致ト明文有之通百姓共融通ノ為下作讓渡ヲ聞届ケタル儀ニテ

証第三号末項明文アリ掲前略之**

本行は朱書き

奥書ニ押用セシ印判ニ百姓讓合窮ト彫刻セシハ其證ニ有之処

明治七年十二月モ下作株仕来ノ通質入讓合等差許可呉云々ノ

〔六九B〕

以下略**

証第六号*

申上候事

近來御開作中ニモ色々御座候テ従前御預ケ作御約定申上候処作人中ノ内ニモ不条理申上候族御座候趣ニ付当度古來ノ御規則融通為弁理ノ下作株仕組建ニ就テハ質入讓合又ハ頼若質入ニモ仕来候処證人衆尚御地頭御聞印一紙御差止被仰付然ル処私共御約定申上候ノ御上納向ハ是追ハ勿論以下來無相違御収仕候間何卒行形ノ通御調印御免被

第「七」を墨書きで訂正

讓合窮

姓

朱の丸印

〔六九A〕

出張為致置者魯鈍ノ細民ニ付稀ニハ永代禿渡等ノ文字有之トモ相互ニ心附ス一様ニ調印致スモ當時地主下作ノ分判然更ニ紛議無之ヨリ自然粗忽相生スル中ノ一紙ニ有之既ニ原

告庄吉儀ハ此外同様ノ田預ケ置

〔七〇A〕

下候ハ、難有仕合ニ奉存候後日心底無相違一札差上申

証無号*

*「第六」を「無」に墨書きで訂正

明治六四年*庄吉分米算用写シ

田數三反貳畝廿三斗六九五免

** 西曆一八七三年

一 納米貳石貳斗七升七合貳勺八才 庄吉

〃 式反 幾右エ門分

一 同 壹石八斗

メ四石七升七合式勺八才

以下略**

** 本行まで朱書き

所如件

明治七年戊ノ十二月*

T T 庄吉印

證人百姓 W N 平助殿 * 西曆一八七四年

同 ST 和助殿

右前書ノ通申出候間御聞届被下候 以上

同日 證人百姓 W N 平助印

同 ST 和助印

H 御會所様* * 本行まで朱書き

尔来聊故障無之処右貳反ノミ売渡ノ文字有之ヨリ條二掲

〔七〇B〕

ケ出シ所有抔ト難題申掛ルハ會テ無謂儀ニ付自分所有ノ權

不失原告下作ノ義務相尽ス可キヲ請求スル旨申之

〔七一B〕

明治九年二月十四日 ID 清七印

第十大區十一小區上豎小路町 商

代書人 吉永 清治印

右ニ付売渡證書掲載ノ證人相糺処売主清吉死儀

兵衛即今存亡不知兵藏死庄治郎清七具状左ノ通

申上候事* * 本行以下朱書き

過ル安政三辰ノ十二月* * 字九ノ二田貳反先作人清吉ヨリ幾右

工門 江永代売渡證文江 證人百姓ニテ奥印致候心得御尋ニ付

申上候 元來開作持主H章左工門抱ノ土地ニ候処為融通鋤

〔七一A〕

〔七二A〕

自明治六(一八七三)年(聽訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一) 一六二(一六二)

起料ヲ以テ下作讓合ノ規則被相定候ニ付差問ノ者仕組立

ノ節讓合ノ証書江 印形致具候様先作人ヨリ申出ニ付元

證人百姓相勤候節私共調印仕其上地頭ノ聞印相

成候テ下作名前改替相成候心得ニテ調印仕候

一 御未進御上納ト有之候処ハ下作ノ者ヨリ地頭ノH章

左工門ヨリ御貢納相成候ト心得居候

一 御地頭ト開作築立主H章左工門田地ニ付地頭ト心得

居申候

右ノ通りニ御座候

第十一大區□□村

□□□□番地 農

明治九年二月十四日 ID 清七印

第十大區十一小區上豎小路町 商

代書人 吉永 清治印

第十一大區十小區 . . .

. 農

ODM 庄次郎

申上候

自分儀□□□□村 AK 清吉□□村 農儀兵衛兄弟ノ者

□□□□村 農儀兵衛兄弟ノ者

□□□□村 農儀兵衛兄弟ノ者

□□□□村 農儀兵衛兄弟ノ者

□□□□村 農儀兵衛兄弟ノ者

□□□□村 農儀兵衛兄弟ノ者

ハ兼テ懇意罷在安政三年辰十二月*兩人ヨリ遠里ニ耕地抱居不

* 西曆一八五六年

弁理ニ付売払可異預頼北ノ江開作村農T T庄吉江申談代

金七百拾四匁五分ニテ田貳反売渡永代証文ニ請人ニ相立未納

借財

等為取片付候然ルニ此度庄吉ヨリ出訴ニ付売渡ノ節兩人ノ

者名田ト心得候哉ノ御吟味相成候得共開作地歛下中并石盛ノ

前後等ハ不心附唯々兩人共名田ト心得候ヨリ証人百姓并地

頭ヨリ建置候小川元固屋等ニ売渡証文持參聞濟印

取ノ引渡候儀ニ有之其前ノ次第ハ一円心得不申候事

右之通相違無御座候 以上

右

〔七二B〕

明治九年二月廿四日

ODM庄次郎 印*

* 本行まで朱書き

右原告證書中上納ナル者ハ貢納ニ非ス開拓主ニ納ムル納米

ナリ歛下年限中僅ノ馳走米ヲ納ムルト雖トモ開拓主OGト采

主SDトノ約ニシテ貢納ナルモノナシ故ニ作人ノ出ス処開拓

主

所得ニシテ貢納ト目ス可ラス地頭ナル者ハ采主ニ非ス地主ノ

謂

ナリOGノ采主ニ非サルハ勿論嘉永二年**ノ証文中SDヲ目

シテ

領主トシOGヲ地頭ト指其分判然タリ百姓所有地ヲ売

買スルニ庄屋畔頭等保証スル例ニ同視スルヲ得ス同證中所

謂是造仕法ノ讓狀式ニ依リ地主限り下作ノ讓渡ヲ允了

〔七三A〕

セシ者トシ況ンヤ被告ヨリ清吉等ニ売渡シタル証跡ナ

キヲヤ唯ニ売ノ一字ヲ拳テ原告所有ヲ証スル申分

ハ難相立依テ被告地主原告ハ小作人證文ハ小作讓渡

ヲ徴スル者ト心得ヘシ

右之通相見込候条別紙裁許書ノ通申渡可然乎

相伺候也

明治九年三月 日

〔七三B〕

(記述なし)

〔七四A〕

裁許言渡書案

周防國吉敷郡□□村農

原告人 T T 庄吉

周防國佐波郡三田尻村 土族

右代言人 村上 旗輔

周防國都濃郡□□村 土族

被告人 H 章左工門

地券状貢納割戻金取戻ノ訴訟遂吟味処

原告訴フル趣ハ自分耕地深溝開作場ハ文化十二年*被告先代并

* 西曆一八一五年

K S 権右工門築立ノ地所ナレトモ半途右兩名手段絶可相止ヲ百姓

(七四B)

自力相繼開発成就スルニ付歛下年限中ハ下作ニテ年限明文久三

年*ヨリハ自分所有地ト相心得タルニ被告(二)於テハ地券状願ヒ主

取自

* 西曆一八六三年

分江ハ渡呉レス明治六年地価稅改正以後代米割戻金其俣所

得セラル、ハ不当ニ付畔頭F Y 治助所持慶応三年丁卯*坪付

* 西曆一八六七

帳ニ拠テ審判ヲ得度且耕地ノ内字九ノ二反別貳反歩ハ安政三年

辰十二月**深溝百姓清吉儀兵衛兩人ヨリ永代買受ル地ニテ当時

** 西曆一八五六年

被告取建置ク元固屋ト称スル取扱所ヨリ奥書調印モ申受自

分所有地相違無之尤歛下中納米期明後貢進等ハ被告

方江納タレトモ從來ノ続ニテ唯被告ノ手ヲ経ルノミ追々規

定書調印シ來ルハ愚昧ノ細民請求ノ次第ヲ不弁斥

(七五A)

制セラル、ニテ更ニ心服セス開作尔來願届等ハ致サ、レトモ自力

開拓ノ田畠ニシテ地頭築立ノ入費ハ年限中十分弁償済タ

ル筋ニ付地券状并割戻金引渡所有ノ權保全セシテ請求スル

旨申出タリ

被告答ル所ハ該地ハ旧山口藩士族S D、S Z 両氏ノ采

地ニテ文政十年丁亥*二月亡父O G 権兵衛H N 善二郎

* 西曆一八二七年

自費開拓願主同三月両氏ハ許可ヲ請ケ着手シ弘化

二年乙酉七月*猶八年ノ増期ヲ得タルモノニテ其土海灣ノ

* 西曆一八四五年

一方ニ於テ石垣土堤ヲ築造シ一面ノ陸地トナス莫太ノ

費用ナルヲ以テ年期ノ容捨モ有之尔後流氓ヲ募リ

(七五B)

殖民セシニハ汐留賃銀ヲ与へ小屋掛料牛馬代等貸附

返済行届サルニ至ルハ棄捐スル分不少從來保護ノ上漸

成就ニ至リタルモノニテ聊(モ)中絶ノ儀無之殊ニ嘉永二年己酉四

* 西曆一八四九年

開作百姓共ヨリ預作加調等ノ明文有ル連印ノ證文受取

紛雜ノ儀無之自分名田ナルヨリ期明以來指揮ノ如ク貢進

怠リナク明治三年庚午*S D 氏采地ヲ奉還スルノ際山口

自明治六(一八七三)年

(聽訟記錄)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一六〇(一六〇)

藩ニ願統旧ノ如ク許可相成所有ノ權更ニ移転ナク同
* * * 西曆一八七〇年

六年地券狀申請ケ尋テ地価稅ニ改リ代米納割戻金下附
相成ルハ地主タル自分ヨリ貢進セシ民費等ノ余贏^{***}ニ付自由

*** 贏（えい）は、余りの意。

ニ進退スルモ固ヨリ小作人ニ与ラサル儀ニ付引渡不申原告

〔七六A〕

買受ケノ字九ノ二田貳反ノ證文ニ自分元固屋ヨリ聞届ノ
調印シタルハ嘉永二年契約ニ拠リ融通ノ為下作^{***}讓渡ヲ

* 西曆一八四九年

聞届ケタル儀ニテ印文ニ百姓讓合窮ト彫刻セシハ其證ナリ

既ニ庄吉儀ハ此外同様ノ田預置明治七年十二月^{***}モ下作

* * * 西曆一八七四年

株仕来ノ通質入讓合等差許可具云々ノ證文差越^{（注2）}

置尔来故障無之処右貳反ノミ売渡ノ文字有之ニ付條ニ
掲ケ出シ所有地抔ト難題申掛ルハ曾テ無謂儀ニ付自分

所有ノ權不失原告下作ノ義務尽サンコトヲ請求スル旨

答出タリ

〔七六B〕

引合人石田清七^マ申具スル所ハ原告幾右工門事T T 庄吉所
持ノ證文ニ調印セシハ兼テ定タル規定ニヨリ下作ノ讓合ヲ

証セシ者ニテ上納トハ下作ノ者ヨリ地頭日章左工門ニ納ル
モノニテ固ヨリ貢米ノ儀ニハ無之旨申出タリ

ODM 庄次郎ハ清吉儀兵衛ヨリ庄吉江売渡タル時代
金受授未納借財等相濟タルヲ保証スル迄ニテ当時該地
ノ歛下年限中并石盛等ノ訳更ニ不存旨申出タリ

依テ判決スル左ノ如シ

第一条 原告申立ル中絶ノ時被告（二）於テ抛棄シ原告（三）於テ
讓受タル契約無キハ勿論旧役場へ届願等モ不致況ン

〔七七A〕

ヤ文政十年丁亥三月^{*}及ヒ弘化二年乙巳七月^{**}兩度ノ願面ニ

* 西曆一八二七年

** 西曆一八四五年

許可ヲ受ケ嘉永二年己酉四月^{***}小作明文アル連印證文

* * * 西曆一九四九年

受取置其跡陸続相視ヘク中絶ノ證無之ハ依然タル小作人
ナルヲ以テ申分難相立事

第二条 原告（二）於テ既ニ地主ノ証ナキヨリハ地券狀并割

戻金請求ノ權アラサルニ付申分難相立事

第三条 原告（三）於テ慶応三年丁卯^{**}坪付帳ヲ拳ルト雖トモ

* * * 西曆一八六七年

被告（二）於テ既ニ慶応二年丙寅九月役場調印ノ下札所
持スル以上ハ事画餅ニ属シ申分難相立事

第四條 原告證書中上納ナル者ハ貢納ニ非ス開拓主ニ

〔七七B〕

納ル納米ナリ歛下年期中僅ノ馳走米ヲ納ルト雖トモ開拓主OGト采主SDトノ約ニシテ貢納ナルモノナシ故ニ作人ノ出ス処開拓主所得ニシテ貢納ト目ス可ラス地頭ナル者ハ采主ニ非ス地主ノ謂ナリOGノ采地ニ非サルハ勿論嘉永二年ノ証文中SDヲ目シテ領主トシOGヲ地頭ト指其分判然タリ百姓所有地ヲ売買スルニ庄屋畔頭等保証スル例ニ同視スルヲ得ス同證中所謂是迄仕法ノ讓狀式ニ依リ地主限り下作ノ讓渡ヲ允了セシ者トス況ンヤ被告ヨリ清吉等ニ売渡タル証跡ナキヲヤ唯ニ売ノ一字ヲ拳テ原告所有ヲ証スル申分ハ難相立事

〔七八A〕

第五條 右ノ次第二付被告ハ地主原告ハ小作人證文ハ小作讓渡ヲ徴スル者ト心得可シ

但 訴訟入費ハ規則ノ通原告人ヨリ償フヘシ

右

引合人

代書人

共

右之通申渡條其意を得ヘシ

明治九年三月* 日 山口縣廳

* 西曆一八七六年

自明治六(一八七三)年(聽訟記錄)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一五八(二五八)

〔七八B〕

(記述なし)

〔七九A〕【八】(地券狀并貢納割戻金取戻之訴)^(注3)

明治八年第五百四十六号*

* 本行は朱書き。

山口縣第十一 大區周防国吉敷郡

□□村 平民TT庄吉代言人村上

旗輔ヨリ同縣第七大區都濃郡

□□村 士族H章左エ門へ掛リ地券狀

貢納割戻金取戻之訴裁許一件帳

(明治八年民事訴訟書類中ニ在リタリ) **

** 本行は朱書き

〔七九B〕

(記述なし)

〔八〇A〕

原告代言人村上旗輔申立候趣原告庄吉儀耕地□□開作場

ハ文政十二年*被告H章左エ門先代并KS權右エ門築

西曆一八二九年

立ノ地所ニ候得共半途右両名手順絶可取止候処百姓自力

相繼開発成就致候ニ付歛下年限中ハ下作ニテ年限

明文久三年*ヨリハ自分所有地ト相心得旨申之候処被告章左工門

西曆一八六三年

地券状願取自分江ハ渡吳不申明治六年**地価税

御改正以後代米割戻金其俣所得致シ旁

西曆一八七三年

不当ニ付屢々掛合候得共地主ト申御戸長役

場ニテモ自分儀ハ下作人ト取調相成候難洪儀ニテ右ハ畔頭F.Y治助

所持

慶応三丁卯坪付帳^(注34)ニテ所有地判然致候旨申之殊ニ耕作地ノ

〔八〇B〕

内字九ノ二反別貳反歩ハ安政三年辰十二月*同処百姓清

西曆一八五六年

吉儀兵衛兩人ヨリ永代買受候地ニテ当時被告取建置候

本小屋ト申取扱所奥書調印モ申受自分共所有地相違無

之證尤歛下中納米期明後貢進等ハ被告方ニ相納候得

トモ從來ノ続ニテ唯被告ノ手ヲ経候ノミニテ自分ヨリ貢

進相務候筋ニ有之且追々規定書等調印致来ルモ

愚昧之細民請求ノ次第ヲ不弁压制セラル、追ニテ心服致セシ

儀一円無之開作尔来願届等不致サレ自力開拓之田畠ニ

シテ地頭築立ノ入費杯八年限中十分弁済タル筋ニ付即今地券

并割戻金引渡所有ノ権保全仕候様御裁判奉願旨申之

〔八一A〕

農善三郎ハ商熊谷五右工門ニ譲リ□ハ権右衛門ニ渡リ

即今一半ハ章左一半ハ権右地ヲ分ツテ所有ス* 以上二行は欄外上部

に朱書きで挿入

被告H章左工門申上候ハ□□村開作ノ儀ハ旧藩士族

SD、SZ両氏ノ采地ニテ文政十年丁亥*二月亡父OG

権兵衛HN善三郎自費開拓願立同三月両氏ノ* 西曆一八二七年

許可ヲ請ケタルハ汐留後二十五年ノ歛下ニテ着手ノ末

十五年ヲ経弘化二年***乙巳七月ニ至リ文政十二年*

西曆一八四五年

西曆一八三〇年

庚寅汐留ノ後用水詮議半途ニ障ヘ天保八年丁

酉*ニ至リ八年間開田洪滞ノ俣申立残期十年共当己**

西曆一八三七年

ヨリ来子***迄都合二十年ノ増期ヲ請是亦許可成リタル

* 弘化二(一八四五)年の注記

** 「嘉永五(一八五二)年壬子」の注記

次第二テ***元来該地ハ海湾ノ一方ニ於テ石垣土堤ヲ

*** 「第一證ヲ載」の注記

築造シ一面ノ陸地トナス莫大ノ費用故從テ年

〔八一B〕

期ノ容捨モ有リ尔後流氓ヲ募リ殖民セシニハ沙留
賃銀ヲ与へ小屋掛料牛馬代等貸附返済行届サル

ニ至ルハ棄捐スル分不少從來保護之上漸成

就ニ至リタルモノニテ聊中絶ノ儀有ル無シ殊ニ嘉永二年

己酉四月*開作百姓共ヨリ預作加調等ノ明文有ル連

* 西曆一八四九年

印ノ證文*受取所有致シ聊紛雜無之旨申之 自分

** 「第一證」の注記

名田ニ相違無キヨリ期明以來指揮ノ如ク貢進怠リ

ナク明治三年庚午*** 采地返上モ唯ニ采主SD氏ニ

*** 西曆一八七〇年

係リタル儀ニテ開拓願主自分ニ於テハ本藩ニ願統許可相成所有ノ權

更ニ移

転無ク同六年無故障地券申請尋テ(ついで) 地価税ニ

(八一A)

改リ代米納割辰金下附相成ルハ地主自分ヨリ貢進セシ民費ノ余贏

ニ付自由ニ進退

セシ儀ニテ固ヨリ小作人ニ与ラサル儀故引渡等致サ、ル旨申之

右坪附相成ルハ慶応二年丙寅九月*ニテOG屋 * 西曆一八六六年

十右エ門即亡父名宛開作歛下年限満ニ付田畠石

盛被仰付候旨明文ノ庄屋脇永小市郎畔頭F.Y治助

調印ノ下札申受ル旨申之候原告買受候字九ノ二田式反ノ

證文ニ自分開拓取扱ノ元固屋ヨリ聞届ノ調印

シタルハ嘉永二年*契約ニ是迄仕法申伝下作讓渡

可致ト明文有之通百姓共融通ノ為下作讓渡 ** 西曆一八四九年

ヲ聞届ケタル儀ニテ與書ニ押用セシ印判ニ百姓讓

(八一B)

渡窮ト彫刻セシハ其證ニ有之処出張為致置者モ

曾所ノ細民ニ付稀ニハ永代売渡等ノ文字有之トモ

相互ニ心附ス一樣ニ調用致ストモ當時地主下作ノ分

判然ニ付更ニ紛議無之ヨリ自然粗忽相生スル中ノ

一紙ニ有之既ニ原告庄吉儀ハ此外同様ノ田預ケ置*

* 「其證ニ有之」と続く

明治七年十二月其下作株仕来ノ通質入讓合

等差許可吳云々ノ證文差越置尔来聊

故障無之処右ニ反ノミ売渡ノ文字有之ヨリ条々掲ケ出シ所有地扨

ト難題申掛ルハ曾テ無謂儀ニ付自分所有ノ權

不失原告下作ノ義務相尽候様乃裁判奉願候

(八一A)

第一条 原告(三)於テ文政十二年*被告并KS權右エ門築立ノ

* 西曆一八二九年

開拓場ナレトモ中廢ニ垂ントシ下作人自力ヲ繼キ成就

シタレハ歛下年限中ハ下作ニテ年限明タル文久三年**

** 西曆一八六三年

自明治六(一八七三)年(聽訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一五六(一五六)

ヨリハ下作人ノ所有地下成タル者ト心得タリト申立ハ
 右原告申立ル中絶ノ時被告ニ於テ抛棄シ原告〔二〕於テ讓受タル
 契約無キハ勿論旧役場ヘ届願等モ無ク況ンヤ
 被告〔二〕於テ文政十年丁亥三月^{***} 汐留後二十五^{***}年ノ鵜
^{***}西曆一八二七年
 下ヲ許サレ十五年ヲ經弘化二年乙巳七月^{**}二至^リ

^{**}西曆一八四五年
 更ニ八年ノ期加ヘ文政十三年庚寅^{*} 汐留シ汐留後用水詮議半途
 ニテ天保八年丁酉^{**} 迨八ケ年間開田不相成云々^歟下
^{**}西曆一八三〇年
^{**}西曆一八三七年

〔八三B〕
 年限残十ケ年共当己^{*}ヨリ子^{**}迨都合二十ケ年ノ増
^{*}弘化二(一八四五)年
^{**}一八六四(元治元)年

限り請フ願文ニ明許ヲ得嘉永二年己酉^{***}四月開
^{***}西曆一八四九年

作百姓中ヨリ預作見詰云々先九斗ノ預ケ免又増シ加
 調ヲ可受等ノ小作明文アル連印證文ヲ請取置中
 絶ノ跡可徴ナキハ依然タル下作人ナルヲ以テ申分難
 相立事

第二条 原告〔二〕於テ被告地券状ヲ取下ケテ渡サス明治
 六年以後貢納割戻シヲナサスト申立ルハ既ニ地主

ノ証無キヨリハ請求ノ權アラサルニ付申分難相立事
 第三条 原告〔二〕於テ畔頭F.Y治助所持慶応三丁卯^{**}ナ
^{**}西曆一八六七年
 ル坪付帳ヲ檢センヲ請フハ其前年丙寅九月小川屋
 十右エ門名田トシ開作^歟下年限滿ニ付田畠石盛被
 仰付ト明言シタル被告〔三〕於テ所持スル庄屋畔頭ノ
 調印セシ下札ハ原告申立ノ前年ニ成ル者ニ付申分難相立事

第四条 原告〔二〕於テ所有ヲ証スル安政三年辰十二月^{**}付
^{**}西曆一八五六年
 九ノ二田貳反近年不作打続上納未進ニ付云々
 地頭開届ヲ得永代売渡等ノ文言有リテ売主
 清吉儀兵衛請人庄次郎証人百姓兵藏清七
 開届奥書ニOG元固屋即被告ノ開作取扱所等
 各調印アル証書ヲ以テ買受タルハ即清吉儀兵衛

〔八四B〕
 ノ私有地タルヲOG元固屋ノ子テ承知ナレハ社奥印
 シテ保証シタリト申立ルト雖モ被告相駁シテ嘉永二
 年己酉四月^{***}規定書中ニ私共下作中無抛難洪出来仕組
^{***}西曆一八四九年

筋ニテ下作讓合等ノ節ハ是追仕法ノ讓状其主江渡シ
 前書ノ廉ニ連綿手堅申伝フヘシト契約シタリ即下作
 ノ讓渡ニテ押印モ其為調製シ置タル百姓讓合窮

〔八四B〕

ト刻シタル者ニテ小作永代讓ヲ允了スル証ニテ地所ノ若キハ下作中ノ一部分ニテ九ノ二二反ノミ清吉等江渡シタル儀無之旨又請人庄次郎ハ清吉地頭ノ際ニ於テノ事情ハ嘗テ知ラス独リ清吉儀兵衛ヨリ幾右工

〔八五A〕

門事被告庄吉ニ売渡シタル時金田交換ノ相違ナキヲ保

証スルノミト証人百姓兵藏ハ死失ス清七ハ曰ク全ク小作ノ讓渡シヲ證スル者ニテ下作ノ者比々はナリト依テ

之ヲ要スルニ右上納ナル者ハ貢納ニ非ス開拓主ニ納ムル納米ナリ歟下年限中貢納ナシ僅ノ馳走米ヲ納ルト雖トモOGトSDノ約

ニシテ作人ノ出ス処ハ開拓主ノ所得ナレハナリ

地頭ナル者ハ采主ニ非ス

地主ノ謂ナリOGノ采地ニ非サルハ

勿論嘉永二年*ノ証文中領主地頭ノ分判然明記スレハナリ故ニ百姓相互ノ

* 西曆一八四九年

所有地売買ニ庄屋畔頭等ノ保証スル例ニ拠ル

ヲ得ス嘉永二年証文ニ所謂是迫仕法ノ讓狀式ニ依

リ地主限り下作ノ讓渡シヲ允了セシ者トス況

ンヤ被告ヨリ清吉等ニ売渡シタル証跡ナキヲヤ

〔八五B〕

売ノ一字ヲ拳テ原告所有ヲ証スル申分ハ難相立事

第五条 右ノ次第ニ付被告ハ地主原告ハ小作人証

文ハ小作讓渡ヲ徴スル者ト可心得ヘシ

但 訴訟入費ハ原告人ヨリ規則之通可償

右

代書人 共

引合人

右之通申渡条可得其意

明治九年二月

山口縣廳

〔八六A〕【九】【出産児差纏ノ訴】

明治七年第十六号 (九年番外)^(註35)

出産児差纏ノ訴 原告 OD仙左衛門

同年訴訟書類綴 被告 YK仙兵衛

中ニ在リタリ

自明治六(一八七三)年(聽訟記錄)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

至同 九(一八七〇)年

一五四(二五四)

〔八六B〕

(記述なし)

明治八年十一月

〔八七A〕^(注36)

奉 伏見 孝廉

〔八八A〕^(注38)

裁許申渡案

長官

大属

原告 O D 仙左衛門

□□住士族OD仙左衛門ヨリYK仙兵衛へ
掛ル小兒引取差纏一件昨年中聴訟掛ニ

被告 Y K 仙兵衛

於テ取調之上刑事ニ関スル処ヲ以テ断獄

掛ニ受取糺彈之末夫々口書相濟候処

独仙兵衛押印ヲ差拒ニ依リ先達而司法

省御伺之処本年第三百号公布ニ依リ^(注37)

〔八八B〕

所置可致旨御指令相成候依而者右一件

〔八七B〕

之内仙左衛門養女キン犯姦ノ見込者無之

候得共無謂人之名ヲ指シ候託書相認候

罪相当御所行有之乎而一件聴訟掛へ

引戻別昏案文之通裁許可相成哉

一 其方共出入遂吟味処原告人OD
仙左衛門申立候養女キン出産之女兒者

引合人 N D 朝吉

キン

右仙左衛門養女

被告Y K仙兵衛妻之節懐胎セシモノニ而
離別後出生致スト雖モ小児ハ可引渡旨
掛合ニ及フ処被告Y K仙兵衛ニ於テハ
キン儀夫婦之節ND朝吉ト姦通

〔八九A〕

之見込有之ニ付難引取段相答フルニ付夫々

及吟味処明治六年七月廿八日K S勝助

方ニ依テ日没後キン戸外ニ罷在ル趣ハ

相違ナシト雖モ右者同家ノ幼児ヲ抱キ

眠リニ就カシムル為ニ出ルト相聞ユル処

其場ニ於テ通姦致スノ見込有之上者

確証差押可申処現場瞳見モ不致

殊ニ姦夫ト思ヒ做シタル朝吉江者前後

一応之掛合モ不相遂総テ一己之想像

迄ニテ証跡無之然ルニ後日ニ至リキン

〔八九B〕

ヨリ自書ノ詫書ヲ取り以テの証ト申立ルナレトモ

其時合ニ於テ家ニハ養祖母モ有之処更ニ相談

不致ルニ依リ離別之根由モ不相弁次第且親類

媒酌人等之内一人之立合モ取り置カサルハ不都

合之至リ詫書ニ於テハキン儀其節驗案

相迫ラレ遂ニハ詐取及ハレ候由愁告之次第

モ有之旁証拠ニハ難相立依之キン出産
女兒者被告仙兵衛ニ於テ受取ル可ク且引留
置ク衣類道具等原告人江差返ス可シ

但 小児出産後ノ諸費相当金算之上原告人へ*

* 以下綴込みのため判読不能

〔九〇A〕

(注39)

七月十二日ノ席

一 相手ノ者ヲ道具ニ掛ケテモ吟味致ス

云々

七月十七日

一 密通ノ兒又密通者ニ引取ル様申

聞云々

一 市口少属利解中兼テ御利解

ノ趣ハ引当ニ不相成ト申シ不引当ニ於テハ

引下リ可申トノ利解有之左スレハ最早

御吟味ハ無之事ト存シ答書御

下ケ有之度ト申候処口上ニテハ難相

成書面ヲ以テ申立ネハ不相成ト申

授ケラレ候事

自明治六(一八七三)年

(聽訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一五二(二五二)

右者仙兵衛不服之廉

十一月十四日十五日課長進大属

臨席利解之大意

利解

一 追々申立候趣ニ依リ口供取調へ

判形申付候処書中廉々分而願之

趣モ有之処依テ自身存意之

通口書認而差出可ト相達スル処

仙兵衛申立

御詮議未半途ニ付御吟味

結之上申諭之通口供可差出

申之

利解

依テ詮議半途ト存候上者猶

更右詮議半途ト存候廉々

明細ニ認差出ス可ク段再々

利解候得共承伏セス

同

依之承伏不致ニ於テハ一件

之者一同モ口書印判モ相濟

事右仙兵衛一人心得違ヨリ

無益ニ區当キ難為致ニ付

一同者一旦帰郷申付候間敷条

利解之趣滞宿勘弁致シ

承伏相成ル節者何時ニテモ

其段可申立旨申渡候事

(九一A)^(注40)

申渡

原告

被告

OD 仙左衛門

YK 仙兵衛

其方共一件聽訟ニ於テ審理及条同係江

引渡ス刑事ニ付願之趣有之者ハ裁判為致

テ当係江可申出之

(九一B)

(記述なし)

(九二A)^(注41)

裁判申渡案

長門国□□郡住

山口縣士族

原告 O D 仙左工門

同国同郡住

同縣同

被告 Y K 仙兵衛

其方共離姻後分婉ノ女子引渡訴訟及番理処左ノ如シ

原告訴候趣ハ養女キン儀被告ニ嫁シ明治六年九月六日*

* 西曆一八七三年

家風ニ適〔かなわ〕サル旨ヲ以テ離姻セラル時既ニ妊身ナルヲ以テ

〔九二B〕

翌七年二月廿二分娩シ女子ヲ拳タリ右離姻ノ際出生ノ

上ハ其兒ヲ引渡サント掛合タルニキン儀七月廿九日犯姦

セシニ付引取り難キ趣ヲ以テ終ニ肯セス剩ヘ持參ノ衣

服粧具ヲ拘留シ返却セサルハ旁以テ不条理ニ付兒ハ引渡

シ拒ミタルヨリ生スル養育費及拘留ノ物品ヲ併セテ請求

スル旨申立タリ

被告ニ於テハ明治六年一月キンヲ娶リ同六月ニ至リ

五月ヨリ娠セシヲ承知シタレトモ七月廿八日同伴シテ我

実家ニ至リ小宴スル際キン座傍ニ在ラサルヨリ姦事ヲ

謀ル者ト思量シタリ然レトモ其実蹟ヲ撞見セサレハ次日詰

〔九三A〕

問セシニ輒〔たやす〕キ情ヲ吐カス悶絶スルニ至テ止ミ后詢々説諭

終ニ甘結シ証書ヲ載シテ謝ス果テ其実ヲ得タリ

然レトモ直ニ姦罪ヲ斥〔さ〕サス家風不適ヲ目シテ離姻セシハ幾多

ノ慈悲ナルニ其醜骸中ヨリ産出シタル兒ヲ押付ンヲ謀ル

ニ付嘗テ胚胎スル所モ亦我真胤ナルヲ信シ

難キ趣ヲ以テ決テ引請難シト相断タリ衣服粧具ノ若キハ婦寧ニ託

シ絶放セシナレハ 錯雜散置彼我ヲ弁シ難シ来テ調査

シ持去ヘシト回答セシノミ敢テ拒ミタルニ非ス需ニ心シ引

渡ス可キ旨ヲ答出タリ

依テ判決スルヲ左ノ如シ

〔九三B〕

第一条

原告ニ於テ養女キン所生ノ女子ヲ娠スルハ明治六年

五月ト申立ルハ翌七年二月分娩スルヲ以テ実蹟ナリ

被告ニ於テ七月廿八日姦事ノ疑似アルヲ口実トシ嘗テ胚胎

スル兒モ亦我真胤ナルヲ信シ難キト申立ルハ 無稽ノ

想像タリ想像ヲ以テ実蹟ヲ誣〔そし〕ユ可カラサルニ付被

告申分採用シ難シ

第二条

原告ニ於テ衣服粧具ヲ拘留セラレタリト申立被告

ニ於テハ来テ調査スルヲ待ト相答候ハ共ニ無証拠ニ

〔九四A〕

自明治六（一八七三）年

（聽訟記録）

『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』（民事第一九號）について（一）

一五〇（二五〇）

付採用シ難ト雖モ于今現物ヲ差置実蹟在ルニ於テハ被告申分難相立

第三條

被告ニ於テ旧妻キン明治七年二月廿二日分娩ノ女子ハ引取り從テ生スル養育費及持參ノ衣服粧具ヲ併テ原告人ニ引渡スヘシ

但シ 訴訟入費ハ訟斷兩処ノ分共規則ノ通リ被告人ヨリ償フヘシ

〔九四B〕

(記述なし)

〔九五A〕^(注42)

斷獄ニ於テ申之ハ *

YK 仙兵衛

* 朱書き

其方儀客齋ノ余リキン妻タル時明治六年五月ヨリ妊娠セシハ尔来養育ノ入費高ランヲ患ル迪同年七月廿八日実家KS勝助招ニ応シ懷妊ノキン同伴罷越シ酒宴ノ際キンハ其家ノ小兒ヲ抱キ庭内ヲ散步シ手伝居タル農ND朝吉沽酒ニ走ヲ口実トシ翌廿九日キン

ヲ捕ヘ右朝吉ト屋背ニ於テ姦通シタル証書ヲ差出スヘシ而ラサレハ墮胎セヨト迫ルヨリキン癡氣ニ取詰悶絶スルニ至リ一旦逞ニスル能サルヨリ諧和シ夫妻初メノ如キ所

〔九五B〕

九月一日終ニ証書ヲ賺得^尤シ同六日家風ニ適セサ(ル)ヲ目シ

* だまし取る

離別スルハキン里方OD仙左工門承諾スルト雖モ離別後出生ノ小兒ハ我真胤ヲ信シ難キ趣ヲ以テ引取ラス加之キン所有ノ衣服粧具ヲ指押^マヘタルヨリ仙左工門出訴ニ及ニ至ツテ旧妻キン及ヒND朝吉ヲ犯姦ナリト告ケ糺訊ノ末語詰リテ口供ニ拇印ヲ拒ムト雖モ衆証明^{注43}白有夫姦誣告ノ科訴訟律誣告条ニ依リ除族ノ上反坐懲役一年申付ル

但シ 小兒ハ下附ス

〔九六A〕 小兒出生——ヨリ——迄養育費金何円

及原告引合人訴訟入費何円并衣服粧具ヲ

追徴シ夫々下付ス

〔九六B〕

(記述なし)

不足違約及ンダ故ニ去ル辛未年*東三儀原告テユース江示談ヲ遂ケ
* 明治四年

差引残金高江利足ヲ加ヘ壬申*八月迄三元利合金計算可相立

* 明治五(一八七二)年

〔九七A〕【一〇】〔身代限申立〕^(注45)

明治八年T N藤六分民事訴

訟一件綴中ニ在リタリ

其他云々再約及ヒ出訴イタスニ付吟味ヲ遂ル処佛國人フアーブル方ニモ多分之負債有之調達之見込無之身代限濟方之儀申立右フアーブル江モ配当之儀神奈川裁判所ヨリ申越ニ付今般身代限濟方申付ル

但 證文申付

明治六年十月三日

〔九八B〕

揭示 東京・・・

T N 東三

右之者儀存生中函館在留丁抹人*テユースヨリ前金請取干鮑可

* デンマーク人

〔九八A〕^(注45)

申 渡

東京第一大区拾四小区□□町□丁目□番地寄留

山口縣管下周防國佐波郡□□商 T N 東三* 代

* 「病氣ニ付」の注記

F I 勝三

T N 東三儀召仕佐野屋幸次郎等去ル庚午年*箱館在留丁抹人**

テ 明治三(一八七〇)年

*** デンマーク人

ユース江干鮑可売渡旨之約定取組為前金貳千両請取其後品物

自 明治六(一八七三)年 (聴訟記録) 『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號) について (一) 至 同 九(一八七〇)年

一四八(二四八)

〔九九A〕【一二】〔貸金催促ノ訴〕

右代言人 井原 清吉

貸金催促訴訟

明治八年第四百三十三号
明治九年二月五日宣告

第十一大区九小区同国同郡□□

右八其一件訴訟記録中ニ在リタリ（注47）

被告 T N 平兵衛

同人所勞ニ付長男

右代理 T N 金吉

右訴訟遂審理候処

〔二〇一A〕

〔一〇〇A〕（注48）
長官 印* 課長 印**

係 松原佐久 印***

* 「南田右式」の丸朱印

** 「進」の丸朱印

*** 「松原」の丸朱印

第十大区一小区周防国吉敷郡□□□□町 商 O M 雄藏

左第十一大区九小区同国同郡□□農 T N 平兵衛 係貸金

催促一件吟味書

第十大区一小区周防国吉敷郡□□

□□町□□番地 商

原告 O M 雄藏

同区同国同郡久保吉嶋四

〔一〇〇B〕

百拾九番地 商

原告代理人申立候ハ原告 O M 雄藏明治四年辛

未三月*被告 T N 平兵衛ヨリ塩濱反別二町六反八畝ノ

沽券状ヲ預リ札銀百七十八貫五百匁利息月壹割（注49）

月一割トハ里俗習慣年割ノモノヨリ起ツテ年壹割二分ナルモノヲ

月ニ配スレハ月一割ノ数ナリトシ単二月字ヲ冒ラシメ月壹割ト書ス実八月

一分割ニテ元金百円年利十二円月

利一円ナルモノナリ

六月期限ニテ貸呉タ

ルニ

覚*

* 本行以下は朱書き

一 札銀百七拾八貫五百目

* 西曆一八七一年

一八七一年

但利足月別壹割付当未四月
元右之辻

〔一〇一B〕

此質物として

古濱

塩濱貳丁六反八畝

高九拾六石七斗六升

但 伊豫屋太四郎名前券状 壹通
以上

右榊原方々酒場御壁書入質として一ツ書之辻

借用申候処此度拙者ヨリ払替可致筈ニ候得

共、差当り不回ニ御座候間当六月末迄御延

引可被下候左候ハバ期限迄ニ堅固ニ御納方可致

〔一〇二A〕

右ニ付質物ニシテ腰書之通入置申候、万一物限

不埒之節者御勝手ニ御取捌可被遣候、其節ニ

至リ否申者無御座候為後日林友右衛門

様御奥書を以進置申処如件

明治四年三月 T N 平兵衛 印

OM雄藏 殿

右前書之通存知申候此一条ニ付故

障出来候ハバ迷惑無之様拙者取捌可申

候以上

同日 H 友右エ門 印

〔一〇二B〕



古濱 I Y 屋太四郎

塩濱貳丁六反八畝

高九拾六石七斗六升

金四百九拾印

但 右丑乙

右天保十四年*春定名寄帳引合

相違無御座候石貫銀其外御帳面石当

之前を以上納被仰付候、依テ答状調渡

候処如件

〔一〇三A〕

卯三月 庄屋

太郎右衛門 印

右前書之通相違無御座候 以上

大庄屋

S N 庄右衛門 印

右無紛存知申候以上

自明治六（一八七三）年（聴訟記録）『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』（民事第一九號）について（一）
至同 九（一八七〇）年 一四六（一四六）

ハ資料

修道法學 四〇卷 一號 一四五(二四五)

T N 甚兵衛

同日

H T O 傳吉印

裏書

面書無^{モト}紛候 以上

同日

N M 清左エ門 印

*本行まで朱書き

(一〇三B)

返済滞り示談ノ上右券状ニテM W惣右エ門ヨリ金二千五百円ヲ借用シ惣右エ門モ亦転借シテ一時融通セリ然ルニ惣右エ門ノ転借頗ル利安緩期ナルヲ以テ平兵衛ノ為ニ謀リテ譲リタル際元貸ノ銀価ヲ計算セシテ右金額ニ不足スルヲ以テ足シ銀五貫目ヲ追貸シ加判人H友右エ門ニ渡シ明文アル請取書ヲ領取セリ

請取*

*本行以下は朱書き

一 札銀貳貫目之辻

右T N平兵衛方殘銀之内樋ニ受取申候

(一〇四A)

七月八日

村内H 印

請取

一 札銀三貫目辻

右T N平兵衛方殘金之内右書之
辻樋ニ受取申候 以上

七月十三日

村内H 印**

**本行まで朱書き

(一〇四B)

益々銀員ハ高低有リテ後來紛議ヲ生センヲ予防シ當時ノ相場ヲ以テ金ニ換則合金二千五百円ニ結ヒ利足八朱五味ニ引下ケ且ツ一半ハ元居一半ハ十ヶ年賦ノ緩期ヲ以テ直ニ惣右エ門ニ接待センヲ申送りタルハ疾ク承諾シテ割濟ノ入金セシニ尋テ銀価低下スルニ違約シ二千五百円ノ書改メヲ拒ミ從テ紛議ヲ生シ惣右エ門ヨリ断リヲ請不得止雄藏ヨリ一時返却シテ貸株ヲ引戻シタリ如此書改メヲ拒ムヨリ書入規則ヲ遵行セス終ニ預リ地所ノ權利ヲ失ハシムルハ旁不当ニ付二千五百円タルヲ申シ遣シタル以後ノ入金ハ其違約ト俱ニ消

(一〇五A)

散シタル条理ニ付扣除ニ不加改テ証文面之通り
元利悉皆一時返済セシメンヲ請求スル旨
申之

被告代理人相答候ハ被告TN平兵衛明治四年三月

OM雄三ヨリ札銀百七十八貫五百匁利息月壹割

六月限借請塩濱二町六反八畝ノ券状ヲ預ケタル未返

済滞其四月示談ノ上MW惣右エ門ヲ経利安緩期

ノ転借ヲ讓請ケタルハ利息八朱ニシテ一半ハ元居

一半ハ十ヶ年賦済ナルニ尚請フニ任セ五味ノ加

利ヲ手数料ニ加ヘ引請タルハ相違ナシ尔後其義

(一〇五B)

務ヲ遂行セシニ原告勝手ニ計算シテ覚ヘサル五貫匁

ヲ追貸トシ金員ニ換二千五百円ノ證書ヲ求ムルハ転

借ノ金員也ト

一* 昨年御撫育方ニテ口入金二千五百兩ノ内

半方千二百五十兩元居ニ当ル利足金六* 本行以下朱書き

十二兩ト銀七匁ノ辻残り半方千二百五十兩

十ヶ年賦同員数成崩昨年分百九十兩ト

銀三十五匁八分五厘ノ辻明日御役所御用

始メニ付上納仕不申テハ甚不都合ニ候

(一〇六A)

問右之二角何卒此者へ御渡可被下候以前可

申上積リニ御座候へ共御主留** 彼是私義モ多

用取紛其義不能差掛リケ様ノ義申上候

** 留主

(一〇七A)

中略 有別記

右暮ニ

覚**

** 本行以下朱書き

段恐縮ノ至ニ奉存候尚證文案書相調差

出申候間是亦御調可被下候尤証文丈

ケ者急ニ無之而モ宜敷御座候委細ハ

杜口氏方御申越二候

正月九日

OM雄藏印

TN金吉様

尊下**

** 本行まで朱書き

(一〇六B)

覚**

** 本行以下朱書き

一 札銀拾貫五百目

右TN平兵衛江入金式千五百兩之利

足納崩金引当ニシテ

右之通髓ニ受取申候金子兩替和市

相当算用仕法之儀ハ後日可仕候 以上

申正月十一日** OM雄藏印

** 壬申(明治五年)

H 友右衛門様

侍史***

*** 本行まで朱書き

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一四四(一四四)

△資 料▽

修道法學 四〇卷 一號

一四三(一四三)

貳百九十六兩七合六勺式才貳味〇貳六二五二当ル

一金貳百九十六兩七百六勺式才貳味

内

百三十兩去十二月廿日岡本方受取之

申年御上納不足元リ〔利〕酉十二月迄

右之通御座候 以上

一同貳拾七兩口五勺才九味

酉四月*

三輪

* 己酉(明治六年)

右

T N 殿**

** 本行まで朱書き

戌三月仕法受取書ト相覚

右之通榑方相濟手帳ニ儘ニ記之 如件

覚***

*** 本行以下朱書き

下略

〔一〇七B〕

一 金六拾兩

八月廿七日 H 友衛

** 本行まで朱書き

一 金札五十兩

〔一〇八B〕

一 藩札三貫八十目

依テ該所ニ就テ質セハ惣右エ門ノ我〔地〕券狀ヲ用テ借用

已上 七拾七貫

セシハ札銀百七十貫匁ニシテ金員ノ出処ナシ況ンヤ其

以上

借金ハ尋テ無利十ヶ年済トナリ又利引一時返済

右元御撫育署ニテ催訴仕候年賦上納

トナル皆以テ我〔地〕券狀ノ權利ナリ

ノ内ニシテ尅ツ書之辻儘ニ直受取候 以上

酉五月十四日

MW 惣右エ門

** 本行まで朱書き

第三百五十五号*

* 本行以下朱書き

T N 金吉 様**

** 本行まで朱書き

明治四未ノ五月元

一 銀百七十貫目

MW 惣右エ門

〔一〇八A〕

覚*

* 本行以下朱書き

内銀拾貳メ八百九十七貫六ト 元入

酉ノ暮上納分

メ銀百五十七メ百貳貫四ト 但 一円二付

七十七貫二リ〔厘〕九毛

〔一〇九A〕

此新貨式千三十九円七十八錢四厘

一金式千三十九円七十八錢八厘 明治六年方

同十五年迄 取立無之

明治六年ヨリ

年利式百三円九十七錢八厘三毛

八厘増上納

恣割利引

此様上ケ金千式百五十三円三十六錢式厘

八年三月

右明治四年末五月*於元御撫育為相借仕

其後御改正ニ付明治五申年一月**^方無 ** 西曆一八七一年

〔一〇九B〕

利足被仰付十ヶ年賦納崩候ニ上係対応

ニ付明治八年二月惣右工門方一時採上ケ上

納相濟候段公債掛ニ於テ承之* 本行まで朱書き

然ルニ転借ノ義務ヲ其俵負フヘキハ責任ナレトモ虚数

ナル二千五百円ヲ課セラル、ハ無謂求メニ付弁駁シ

テ肯セサリキ其虚喝ニ委從セサルヲ口実トシ前約

ヲ破毀シ併テ入金ヲ引去セラル、ノ理ナシナチ約

定通り元借銀員ニシテ辛未四月迄ハ恣割利

十二月以後ハ八朱五味一平元居一平十ヶ年済ヲ

以テ既ニ入金ヲ計算スレハ銀三百五十七匁余ノ過

〔一一〇A〕 払ナルニ付義務ヲ怠リタル所為毫毛無之ト

申立候

右原告(三)於テ證文外銀五貫匁ハ日友右工門ノ請取ノ

ミニテ被告ノ証書無之ニ付貸添ノ証拠ニ不相立

被告ニ於テ原告ヨリ利下ケノ年賦済ヲ周旋シタル

ルハ元高ヲ千五百円ニ改メタル書改証文ヲ求ムル

ト俱ニ割引ヲ謀リタルモノニテ其求ニ応セサル

以上ハ単ニ割引ノミヲ固執スル被告申分ハ難相立

原告(三)於テ二千五百円ヲ申込タル以後ノ入金ハ右ニ対

〔一一〇B〕

スル返金ナレハ証文元貸ノ差引ニ当難シト申立

ルハ被告ニ於テ二千五百円ヲ承諾セシ証跡無之ニ付

申分難相立被告ニ於テ原告一旦転借ヲ申越

シ我沽券状ヲMW惣右工門ニ入レ惣右工門又転借シ

タル銀百七十貫匁ニシテ尋テ一時利引ノ返弁済

タルニ付年賦割合ヲ以テ返済セント求ルハ原告ニ於

テ預リタル沽券状ヲ流通シタルノミニテ証文上ノ

義務ニ変遷無之被告申分難相立被告(二)於

テ辛未六月*以後緩期ヲ得タリト思量セシ証

自明治六(一八七三)年(聽訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一) 一四二(一四二) 至同九(一八七〇)年

* 西曆一八七一(明治四)年

文書改メニ怠リタルヨリ示談整ハス原告金員

(一一一A)

ニ改メ以後銀価ノ高低ヲ防カント謀リタルハ被告承

諾セス依テ双方証書外口頭ノ約束ハ俱ニ結果セ

サル者トス右ノ次第二被告ニ於テ証文通元利

計算シ追々返弁セシ入金ヲ扣除シ残額ニ

千百七十八円四十銭ハ原告へ返済シ訴訟

入費ハ被告償ヘキ儀ト見込候ニ付別紙裁許

案之通判決致シ可然乎相伺候也

明治九年一月

(一一一B)

(記述なし)

(一一二A)^(注51)

裁許言渡書案

周防国吉鋪郡^マ□□□□

町商

原告 O M 雄藏

同国同郡久保小路商

右代言 井原 清吉

同国同郡□□農

被告 T N 平兵衛

〃 同人所勞ニ付長男

(一一二B)

右代理 T N 金吉

貸金催促訴訟遂審理処

(一一三A)

原告代言訴候趣ハ原告 O M 雄藏明治四年辛未三月*被

* 西曆一八七一年

告 T N 平兵衛ヨリ塩濱反別二町六反八畝ノ沽券状ヲ預リ

札銀百七十八貫五百匁利息月老歩六月期限ニテ貸与タルニ

返済滞リ示談ノ上右券状ニテ M W 惣右工門ヨリ金二千五百

円ヲ借用シ惣右工門モ亦転借シテ一時融通セリ然ルニ惣

右工門ノ転借頗ル利安緩期ナルヲ以テ平兵衛ノ為ニ謀リテ引

譲リタル際元貸ノ銀価ヲ計算セシニ右金額ニ不足スルヲ以テ

足シ銀五貫匁ヲ追貸シ加判人H友右エ門ニ渡シ明文アル請
取書ヲ領取セリ蓋シ銀員ハ高低アリテ後來紛議ヲ生セシヲ予防シ
當時ノ相場ヲ以テ□^{***}ニ□^{***}則合金二千五百円ニ結ヒ利足八朱五
味

ニ引下ケ且一半八元居一半八十ヶ年賦ノ緩期ヲ

(一一三B)

以テ直ニ惣右エ門ニ接得セシトヲ申送リタルハ疾ク承諾シテ
割濟ノ入金セシニ尋テ銀価低下スルニ違約シ二千五百円ノ
書改メヲ拒ミ從テ紛議ヲ生シ惣右エ門ヨリ斷リヲ請不得止
雄藏ヨリ一時返弁シテ貸株ヲ引戻シタリ如此書改メヲ拒
ムヨリ書入規則ヲ遵行セス終ニ預リ地所ノ權利ヲ失ハシム
旁不当ニ付二千五百円タルヲ申シ遣タル以後ノ入金ハ其違
約ト俱ニ消散シタル條理ニ付扣除ニ不加改テ証文面之通
リ元利悉皆一時返濟セシメントヲ請求セリ

被告代理相答ル旨ハ被告T N平兵衛明治四年辛未

(一一四A)

三月原告O M雄藏ヨリ札銀百七十八貫五百匁利息月
壹分六月限借請塩濱二町六反八畝ノ券狀ヲ預ケタル未
返濟滯其四月示談ノ上M W惣右エ門ヲ經利安緩期ノ転
借ヲ讓請ケタルハ利息八朱ニシテ一半八元居一半八十ヶ
年賦濟ナルニ尚請フニ任セ五味ノ加利ヲ手数料ニ加ヘ

引請タルハ相違ナシ尔後其義務ヲ遂行セシニ原
告勝手ニ計算シテ覺ヘサル五貫匁ヲ追貸トシ金
員ニ換二千五百円ノ證書ヲ求ムルハ転借ノ金員ナリ
ト依テ該所ニ就テ質セハ惣右エ門ノ我券狀ヲ用
テ借用セシハ札銀百七十貫匁ニシテ金員ノ出処ナ

(一一四B)

シ況ンヤ其借金ハ尋テ無利十ヶ年濟トナリ又利引
一時返濟トナル皆以テ我券狀ノ權利ナレハ転借ノ義
務ヲ其俵負フヘキハ責任ナレトモ虚数ナル二千五百
円ヲ課セラル、ハ無謂求メニ付弁駁シテ肯セサリキ
然ルニ其虚喝ニ委從セサルヲ口実トシ前約ヲ破毀シ併
テ入金ヲ掠奪セラル、ノ理ナシ乃チ約定通り元借銀
員ニシテ辛未四月迄ハ壹分利十二月以後ハ八朱五味
一半元居一半十ヶ年濟ヲ以テ既ニ入金ヲ計算ス
レハ銀三百五十七匁余ノ過払ナルニ付義務ヲ怠リタル所
為毫モ無之ト申出タリ

(一一五A)

依テ判決スル左ノ如シ
第一条 原告(三)於テ證文外銀五貫匁ヲ加判人ナルH友右エ門
ニ渡シ被告ニ係ル明文有ル請取書二枚ヲ收領スルヲ以
テ被告ニ貸添タリト申立ルハ原告加判間ノ証拠ニシ
テ被告ヲ責ルノ証拠ニハ不相立事

自明治六(一八七三)年(聽訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一四〇(一四〇)

第二条 被告(二)於テ壬申*正月九日附原告調印ノ手翰ヲ以テ

* 明治五(一八七二)年

利下ケ年賦ノ借替ヲ許シタレハ以後右割合ニテ漸済

セリトノ申立ハ原告元高ヲ貳千五百円ニ改メタル書改

メ証文ヲ求ルト俱ニ割引ヲ許サント謀リタルニ其求

ニ応セスシテ単ニ割引ノミヲ固執セントスルモノニ付

〔一一五B〕

難相立事

第三条 原告(二)於テ二千五百円ヲ被告ニ申込タル以後ノ

入金ハ右金額ニ対シタル返弁ニ付証文元貸ノ差引ニ

当難シト申立ルハ被告承諾ノ跡無之ニ付申分難相

立事

第四条 被告(二)於テ原告一旦借替ヲ申越シ我沽券状

ヲ以テM W惣右エ門ニ転借シ惣右ヨリ又転借シタル銀

百七十貫匁ニシテ尋テ一時利引ノ返弁済タルニ付

年賦割合ヲ以テ返済セントノ求メハ原告ニ於テ預リタル沽券状

ヲ流通シタルノミニテ証文上ノ義務ニ変遷無之

〔一一六A〕

被告申分難相立事

第五条 被告(二)於テ證書掲載返済期限辛未六月以

後緩期ヲ得タリト思量セシハ証文書改メニ怠リタ

ルヨリ示談整ハス原告金員ニ改メ以後銀価ノ高低ヲ

防カント謀リタルハ被告承諾セス依テ双方証書外
口頭ノ約束ハ俱ニ結果セサル者トス

第六条 被告(二)於テ証文ノ通元銀百七拾八貫五百

文目へ月別壹歩ノ利息ヲ石算シ追々返弁セシ

入金五百六拾三円八拾壹錢三厘四毛ト銀四拾五貫

五百八拾文目ヲ扣除シ其殘額ヲ通用金円ニ算

定シ原告人へ一時返済スヘシ

但シ訴訟入費ハ規則ノ通り被告ヨリ償ヘシ

〔一一六B〕

明治九年

二月五日*

山口縣廳

* 日付は朱書き

〔一一七A〕【一二】(註)【屋敷受返差纏ノ訴】

明治八年第五百二十一号

同年一月廿八日

屋敷受返差纏

原告 T B 八十兵衛

ノ訴

被告 A K 幸助

却下訴狀編冊綴中ニ在リタリ

(一一八B)

掛リ共尤立割境目ハ屋鋪之石垣通り切此外

裏ニ蓮田地方支配之分相添候事

此代八〇壺貫目

右ハ御未進御上納方便不相成ニ付前書之通り家

屋敷貴殿江売渡代銀髓ニ受取御上納候相伝

申候処実正也然ル上ハ貴殿永代御支配ニ可成候於

其時一言聊申者無御座候為後念堅請人相

立候其上町御役人衆中御奥判取附進置申候

処如件

安政四年 下札名

巳ノ三月 嘉七 判

売主

庄左工門判

(一一八A)^(注53)

課長 印*

松原佐久 印**

*「進」の丸朱印

**「松原」の丸朱印

都濃郡□□村 平民 T B 八十兵衛ヨリ同村 同 A K 幸助江
掛ル屋鋪請返詞訴目安札左之通

原告庄左工門事八十兵衛安政四年丁巳三月***永代売渡証

*** 西曆一八五七年

(一一九A)

受人

為 吉 判

文差入屋敷藁屋蓮田等被告幸助亡父 A K 新助

江売渡買処

賣券證文**

** 本行以下朱書き

新助 殿

前書之通り無紛存候条已来相違有之候ハ、

其沙汰可申附候 以上

一 明屋敷貳畝拾五歩米七斗五合

但間口五間裏行二十三間半高木家老軒其外有

同日 N M 理左工門判

M Y 善七 判** 本行まで朱書き

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一) 一三八(一三八)
至同 九(一八七〇)年

請返約定書取置ニ付

手形**

** 本行以下朱書き

一 八〇壹貫目

但 半屋敷莫家付之事

〔一一九B〕

外二屋敷寸〔寸〕そ連田相添

右御未進御座候ニ付一ツ書之辻私買方仕候処実正也

然ル上ハ此涉壹貫目之辻書掛御調方相成候節ハ

無利ニシテ何時茂売戻可申候為其請人相立一札相

渡可申候依テ如件

巳三月

請人 F 丁屋

為 吉判

M K 屋

新 助判

Y G 屋

庄左衛門 殿*

* 本行まで朱書き

明治三年庚午** 二至リ旧徳山藩出願シテ売戻ヲ

** 西曆一八六九年

〔一二〇A〕

請フ同藩町年寄目代ニ達シテ請返約定面ヲ以テ

売返ヲ許ス

覚*

* 本行以下朱書き

□□□町

Y G 屋

庄左工門

右 M K 屋新助方家屋敷之儀ニ付其継筋

有之候処右證文書ヲ以右家屋敷庄左工門江引

渡候杯新助方進沙汰候間請取方及同請庄

左工門江可與進沙汰候為此申達候 以上

午八月廿八日

T D 多作判

〔一二〇B〕

□□□町

年寄

目代

印

右無紛候 以上

同 日

E M 純一郎判**

** 本行まで朱書き

然ルニ被告新助承引セス荏苒新縣ニ弥ル新縣

部署ヲ置キ旧藩官ヲシテ百事ヲ調理セシムル際被

告亦沙汰状ヲ得

□□□町商*

* 本行以下朱書き

〔一二一A〕

M K 屋 新助

右 YG 屋庄左工門方家屋敷買得之義ニ付申
古之(こし)趣一々詮議候処券狀之願其方可為
所持候事

壬申八月**

** 明治五年。本行まで朱書き

故ナク屋敷家屋ヲ引渡サ、ルニ付旧徳山藩

裁判通リ受取度旨明治八年一月廿八日

花岡出張所ニ訴フ対決ノ末本課ニ上達ス

右熟考スルニ売渡證文ニシテ返證文アル者ハ質

(一一一B)

地一般ナリ質地ヲ以テ裁決スルヲ至当トスルハ却実

ニ安政四年丁巳三月ニ係レハ始テ旧徳山藩ニ出

* 西曆一八五七年

願スル明治三年庚午**ヲ距ル十四年ナリ何時ニテモ売

** 西曆一八七〇年

戻スノ明文アル者ハ質地ニ於テ無期或ハ金子出来

次第ナル者ト一般ナリ之ヲ裁スル法ニ曰ク

** 年季限無之金子有合次第可受戻旨ノ証文ハ質入

ノ日ヨリ十ヶ年ヲ過候ハ、流地タルヘシ

右明治六年中伺比ニ有之 ** 本行以下三行は朱書き

十年ヲ過レハ流地タルヘシ然則當時已ニ買戻ノ権利

自明治六(一八七三)年
至同九(一八七〇)年

(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一三六(一三六)

ヲ失スル者ナリ況ンヤ此法享保**ニ成ルモノナレハ藩
(一一一A) ** 西曆一七二六〜三三

亦依ルヲ可トス唯ニ返證文ニ依リ沙汰スルモノ当レリ

トスヘカラス反テ部署ノ令ヲ暗合トス然レトモ一旦

旧藩ニ於テ裁判スルモノ新縣部署ノ所断ヲ

以テ破毀スル權無キノ嫌無カル可カラス再三校

訂スルニ一説ヲ得タリ

旧藩ノ裁判ト云フ者ハ裁判ナルモノニ非ス地方

ニ付テノ差圖書ナリ故ニ覺トアリ且本人ニ

直当ニモ非ス町年寄至沙汰セシノミナリ公

正ノ裁判状ト看做ス可カラス

況ンヤ其指揮当ラス且被告承服セサルヲヤ

(一一一B)

第二ノ部署令モ亦其局丈ケノ差図^テニテ

不服ナレハ更ニ裁判ヲ乞フノ權有リトス

共ニ伺書ノ付紙ト見テ可ナラン

今之ヲ裁スル

安政四年丁巳三月*永代売渡ノ地所返請

テ何時ニテ茂売戻ス可キ明文有ルヲ以テ

明治三年庚午**ニ至リ旧徳山藩ニ出願シ同

** 西曆一八七〇年

藩町年寄ニ沙汰シテ其願ヲ許可スト雖トモ
債主不服ニシテ差戻サル末部署ヨリ

〔一二三A〕

債主ニ所有スルヲ許セリ共ニ行政上ノ指令ニテ法衙
ニ於テ審判セシ裁許状ナル者ニ非サレハ採用致シ難
シ假令徳山藩江訴出ル年月ニテモ已二十年

ヲ過タル売地ニ付負債者ニ於テ買戻ス

可キ權利ナシ況ンヤ尔后追々公布有之規則

ヲ照依セサル遵行セサルニ付（慶応二年丙

寅三月以後ハ）*採上裁判ニ不及儀ト可

心得依テ却下ス * カッコ内朱線にて抹消

但 答書ニ依リ明瞭セシ訴状ナルヲ以テ

〔受理人ニ失ナシ原告人ヲシテ〕 ** 被告人ノ訴

〔一二三B〕

訟入費ハ規則之通原告人ヨリ償却セシムヘシ

貸金催促之訴状

第三小區江向居住 士族

瀧野 善次

（訴状願下綴中ニ在リタリ） * カッコとも本行は朱書き

〔一二四B〕

（記述なし）

〔一二五A〕

第二十大區第三小區江向二

百九十五番地第壹居住 士族

原告代言人 瀧野 善次

貸金催促之訴

同大區第七小區□□浦□□

□□番地居住 士族

被告人 S G 金一

一 元金貳拾円 但明治八年三月*貸付

* 西曆一八七五年

〔一二五B〕

一 利金六拾銭

但明治八年三月ヨリ四月迄貳ヶ
月分利足月別壹割五歩

〔一二四A〕 〔一二三〕 〔貸金催促之訴状〕^{（注55）}

明治八年四月九日

合金貳拾円六拾錢

右證券写左之如シ

一 證 文

一 金貳拾円也

但 利足壹割五歩月別

右無抛差添之趣有之一ツ書金借

用仕候所美正也然ル上者旧曆二

〔一二六A〕

月中ヲ限り元利共ニ速ニ返済可

仕候此質物トシテ家財書入置申

候間若不埒仕候節者御引渡可致

候為後日請人相建奥書印形取付

差出置申候所 如件

第七區□□□□番屋敷居住

SG 金一印

明治八年申

旧曆正月

右前書之通無紛存知申候若本人

〔一二六B〕

不埒之節ハ私罷出取捌可致候也

同日 YD 駒之進 印

YZ 良輔 殿

自明治六（一八七三）年（聽訟記錄）
至同 九（一八七〇）年

『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』（民事第一九號）について（一）

一三四（一三四）

右原告代言人瀧埜善次申上候第七

小區□□居住士族SG金一ヨリ過

ル旧正月金入用ニ付貸呉候様申来

リ候ニ付金貳拾円之辻用達遣候然

〔一二七A〕

ル所私方金入用出来致候故前以返

済之儀金一エ入割申越候所彼者申

分ニ早速返済可仕与ノ及決答候得

共所詮等閑ニ打過嚴重催促相迫候

所一切調達不仕無余儀御厄害申出

候萬々御繁務之御中深ク奉恐縮候

此段宜被遂御詮議被下候様奉歎願

候

〔一二七B〕

明治八年 瀧野 善次 印

四月九日 第二十大區第三小區江向三

百九番地第二居住 士族

代書人 平野 時資 印

前書之儀私ヨリ御願可申上答ニ御

座候所病氣ニ付瀧野善次工代言相

頼候然上ハ善次申上候事柄并ニ御

受申上候事柄共後日至リ私ヨリ異

〔二二八A〕
議申上聞敷候為後證奥印仕候

第二十大區第三小區□□□□

□□□□番地居住 土族

原告人 YZ 良輔印

山口縣令 中野 梧一 殿

〔二二八B〕

負債者本年三月廿一日家出ノ末行衛相分ラサ

* 本葉の記載は朱書き

ルニ付追テ本人見当ルカ又ハ三十六ヶ月ノ満月
後跡相続ヲ為スヘキ者ニ掛リ此表書ヲ
以テ再ヒ訴出ヘシ

八年四月廿三日 下戻ス印* * 「ワタル」と読める丸朱印

〔前半読下し了〕

三注の部

一 (1) 本簿冊は、山口地方裁判所の所蔵にかかる裁判記録である(写真を参照されたい)。表紙には、標題等のほか「永久保存」という朱書きがある。解題でも記したとおり、表紙の大きさは、縦二六・四cm、横一八・九cm、厚さ三・二cmである。

本簿冊の標題は、表紙の中央に「裁判言渡及之ニ類スル書類綴」と墨書され、その左側に朱書きの「永久保存」とあり、標題の右肩の位置に、二行の「自明治六年 至 同 九年(聴訟記録)」、左側に「山口地方裁判所」の墨書とその上部に印刷文字の「帳簿進行番号 民事 第一九號」というシールが貼つてあり、「一九」の文字が半書きされている。

中身について、用紙の多くは藍色の野紙で袋綴じに綴られている、片葉一〇行で中央柱の下部には「縣廳」「山口縣」「山口裁判所」などの印刷があり、さらに「赤間關支廳」や「萩出張所」などの印刷があるものも見受けられる。それらの用紙は大きさはほぼ揃っているが、事件名の標題の用紙(内扉として記した)や「東京上等裁判所」名の用紙など大版の紙が挟まれており、また、巻紙を期日調書記載用に使ったのではないかと推測されるような用紙も挟み込まれているので、簿冊としては用紙は不揃いである。

(2) 本簿冊には、明治六年から同九年にかけて受理された二五件前後の事件記録が編綴されている。しかし、この時期は廃藩置

県（明治四年七月）後のいわゆる府県裁判所の時代であり、山口県の場合、中国地方で最初に府県裁判所が開設されたものの、聴訟課は明治九年三月二七日に廃止されている。表紙に記載されている山口地方裁判所は未だ設置されていない。本簿冊中の記録は、裁判所構成法（明治二三年一月施行）により山口地方裁判所が設置された後に編綴されたものか、あるいは表紙だけが新たに付け替えられたものと見てよいであろう。そして、本簿冊は、いわゆる府県裁判所時代に、山口県庁の聴訟課で取り扱った事件ないし事務処理の記録を、ひよっとして後世に伝えるためにその代表的なものを選んで、別途、編綴したものかも知れないと想像したりしている。「裁判言渡書（案）」の末尾に「山口縣廳」と記されていることや、事件名を記した用紙に「明治〇年聴訟録（裁許）帳簿綴中ニ在リタリ」という注記が見受けられるのは、そうした想像をめぐらす手がかりのように思われる。

(3) 本簿冊に収められている事件には、入漁権や入会権、干拓土地の所有権、貸金催促（返還）、子供の引取りと養育料の支払い（これは同時に離婚に関する当時の意識が窺える）などをめぐる民事訴訟事件の「裁判言渡（案）」のほか、身代限り、願下げ（取下げ）や訴状却下などの事件記録もあり、「刑事廻し」の注記があるものもあるので、「之ニ類スル書類」と標題に書かれたのであろうか（もともと「裁判」の語義の捉え方によって、区分は多少異なってくると思われる）。

(4) 本簿冊は、聴訟課時代の「裁判言渡案」を中心に、済口、願下げ（取下げ）や却下原案等の一件記録を含んでいる。裁判（言渡）案を示して上司あるいは上級官庁に伺いを立てて指令を仰いでいたことを窺い知ることができる。そうしたいわば裁判案と最終的な申渡書の両方が綴じられているのは、その間の考えや表現の変遷を知ることができるのも興味深い。

(5) 本稿は、標題の簿冊を二回に分けて、その前半部分の紹介を試みるものである。本簿冊には全部で二五件前後の事件記録が綴込まれているが、双方当事人の申立や書証（覚（え））が綴込んだため、事件によっては、記録はかなりの枚数になる。内容も同一の事柄について共通の記述や似た表現がある。また、「裁判申渡案」も記録の前に置かれているものと後ろに置かれているものがある。

二 (1) 整理の都合上、頁番号や事件番号をつけた。〔〇〇A/B〕による頁番号は、袋綴じのため、右側の半葉をAとし、左側半葉をBとした。また、〔□□〕による事件番号は綴じ込みの順序に従って事件ごとに記した。事件名は記録中の表現を写した。

(2) 本文の体裁に合わせて表記するようにした。一つの事件のなかで、文末より三行以上用紙に空白があるときは三行をおき、次が別の事件の場合は、四行を明けるようにした。

(3) 本文中、文字の大小を意識して書いたと見られる箇所を文

字は、本稿においてもそれを示すように試みた（例、「二付」、「候」、片仮名の文字など）。

(4) 人名について、誤記または略記と見られる表記が見受けられるが（例、「藏」↓「造」「三」、「貞」↓「眞」、「○右衛門」↓「○右工門」）、そのまま記しママと横に注記した。

(5) なお、これまで江戸時代の年号に西暦の年号を脚注に記してきたが、本稿では明治期（一〇年頃までの年号も西暦の年号を注記するようにした）。

(6) 漢字の表記につき、人名と地名は出来るだけ原文の表記に従った。ただし、個人情報保護の観点から、原則として、人名は姓／氏の頭文字をアルファベットの大字で示し、地名は、町村以下は伏字にした。その他の記述は常用漢字を用いた。

(7) 本文中、片仮名や平仮名で小さく表記されている文字は「ポイント小さく記した」。

(8) 読みが難しいと思われる箇所には□で読みを示した。

(9) 本文脚注の半角アステリスク*は、頁ごとに一個から始まるようにした。なお、全角アステリスク*は、半角のその五個分の表記に代えた。

三

(注1) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「赤間關支廳」の印刷がある。

(注2) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「赤間關支廳」の印刷がある。

(注3) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「赤間關支廳」の印刷がある。

(注4) 白無地の半紙に朱書き、カッコとも。

(注5) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「萩出張所」の印刷がある。

(注6) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「縣廳」の印刷がある。

(注7) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「萩出張所」の印刷がある。

(注8) 明治五年太政官布告第三百号（十月七日）（布）〔法令全書明治五年〕二〇二頁〕第四条は、以下のように規定している。即ち、

「一 従前今後共家禄ヲ引当ニ致シ候金銀貸借ノ儀ハ一切裁判ニ不及候事」

(注9) 明治六年太政官布告第三百六号（八月二十三日）（布）〔法令全書明治六年〕四五三頁〕第三条は、以下のように規定している。

「一 壬申第三百号布告以前家禄ヲ書入ニ為シ金穀貸借致シタル分ハ家禄ヲ除キ外品物ヲ以テ身代限済方可申付事」

(注10) 明治六年太政官布告第二百六号（六月十三日）（布）〔法令全書明治六年〕二二四頁以下〕は、「改定律例」で、第五十五条は以下

のように規定している。即ち、

「第五十五條 凡盜犯正賊。已ニ費用シテ。現在セスト雖モ。賄償ス可キ。資力アル者ハ。必ス追徴シテ。本主ニ給ス」

(注11) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「縣廳」の印刷がある。

(注12) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「萩出張所」の印刷がある。

(注13) 白無地の半紙に朱書き。

(注14) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に「縣廳」の同色印刷がある

(注15) 白無地の半紙に朱書き。

(注16) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「縣廳」の印刷がある。

(注17) 加調米は、加徴米と同義か。加徴米とは、公領・莊園で租稅年貢以外に徴取した米、とある(『広辞苑』第二版(昭和四四年))。加調米は、子どもの養育費の支給という意味も含めて用いられているようである。

(注18) 白無地の半紙に朱書き。

(注19) 半葉一〇行藍色罫紙、中央下部に同色の「縣廳」の印刷がある。

(注20) 原文の文字は石偏に扇で礪石と記しているが、実は火偏に扇で「礪石」と記すべきところを原文の筆者が誤まって礪石と記してしまったと推測している。「礪石」と解するならば広辞苑第五版によると「せんせき」の項に(火山岩の侵入により熱せられて変質した石炭。一種の天然コークス。筑豊炭田における俗稱(一五二四頁))とある。要するに石炭の意である。

(注21) 半葉一〇行藍色罫紙、下部欄外に同色の「縣廳」の印刷がある。

自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

至同九(一八七六)年

一三〇(一三〇)

(注22) 半葉一〇行藍色罫紙、下部欄外に同色の「縣廳」の印刷がある。

(注23) 半葉一〇行藍色罫紙、下部欄外に同色の「山口縣」の印刷がある。

(注24) 白無地の半紙に朱書き。

(注25) 明治六年太政官布告第十八号(一月十七日)(布)(『法令全書 明治六年』一三頁)は「地所質入書入規則」で、

「先般田地永代売買被差許候ニ付自今質入書入致シ候節ハ左ノ規則の通可相心得事」

として、その第九条は以下のように規定している。

「質入又ハ書入証文ニハ必ス其村町戸長ノ奥書証印ヲ取ル可シ其村町戸長ノ役場ニハ奥書割印帳ヲ備ヘ置証文ノ奥書割印ヲ願出ル時ハ帳面ト証文トニ番号ヲ朱書シ割印ヲ押シ奥書ヲ為ス可シ若シ戸長ノ奥書並ニ割印ナキ証文ハ貸附ノ証拠ニ不相成候事但戸長不在ノ節ハ其旨ヲ記シ副戸長奥書調印ス可シ」

(注26) 明治八年太政官布告第六号(六月十八日)輪郭附(『法令全書 明治八年』一二八頁)は、以下のように規定している。即ち、

「明治七年十月第四百号布告左ノ通改正候条此旨布告候事地所売買致シ候節代金受取之証文有之共地券申受ケサレハ買主ニ其地所所有ノ權無之候条規則之通地券書替可申請事」

(注27) 明治六年太政官布告第三百六十二号(十一月五日)(布)(『法令全書 明治六年』五六七頁以下)は、いわゆる「出訴期限規則」である。第二条は、一ヶ年限りの権利として、以下のように規定している。

- 「一 医師ノ診診及ヒ薬料
 - 一 授業師ヨリ門弟ニ給与シタル飲食料
 - 一 商人ヨリ商人ニ非サル者ヘノ売掛代金
 - 一 一箇年期マテノ奉公人給料
- 本文中の「出訴期限」が本規則を指しているとするれば、布告の番号が違っている。

明治五年の太政官布告による大小区制と戸長制がしかれると、名主・庄屋などとともに一般化された。(『国史大辞典1』、4(昭和五十四年三月、吉川弘文館))

(注28) 白無地の半紙に朱書き。本文〔七九A〕の表題の用紙が来るべき位置にある。

(注32) 下作は、小作の旧称。小作は地主から土地を借り、小作料を払ってその土地を自ら耕作し、農業を営むこと、また、その人

(注29) 半葉一〇行藍色野紙、下部欄外に同色の「山口縣」の印刷がある。

(注33) 白無地の半紙に墨書き。〔五二A〕に編綴されるべき位置にあつ

(注30) 歛下とは、荒地を開墾して田畑とするまでの期間。また、歛下年

たと思われる。なお、(注28)を参照。

期とは、江戸時代、荒地の開墾に当り開墾の成功まで免訴または貢租減輕をうけた期間。地租改正後は、原地価により地租の徴収を受けた一定の年期。

(注34) 坪付帳とは、古代・中世の地籍簿。条里制の区画の坪をもつて田地の段別・所在などを記した帳面(『広辞苑』第二版(昭和四四

(注31) 畔(あぜ)・畔頭。水田で畔というのは、灌漑水の流出を防ぐために、また一枚一枚の水田を区画するために、土を盛り上げた部分をさす。畔も田の境界を意味し、和名は「くろ」、一名「あぜ」という。

(注35) 白無地の半紙に朱書き。
(注36) 半葉一〇行藍色野紙、下部欄外に同色の「山口縣」の印刷がある。
(注37) 明治八年の法令全書には、太政官布告第三百号は見当たらない。

畔頭(くろがし)と組頭(くみがしら)、与頭とも書く。本辞典中の以下の解説が、本件に関連するものと思われる。即ち、(三)江戸時代の村役人。名主・庄屋の補佐役で地方(村方)役の一つ。

(注38) 半葉一〇行藍色野紙、下部欄外に同色の「山口縣」の印刷がある。
(注39) 巻紙に朱書きしたものを付箋様に綴じ込んだもの。

村の規模などによって異なるが、一村に一人ないし数人いた。幕府領では組頭というのが一般的で、藩領によっては年寄・長(おき)

(注40) (注38)と同じ。
(注41) (注38)と同じ。
(注42) (注38)と同じ。

(注43) 反坐とは、人を陥れようとして偽証などをした者が却つて陥れよ

うとした罪に対すると同じ刑に処せられること(上田万年ほか『新大字典』)。

(注44) 付箋に朱書き。

(注45) 半葉二三行朱罫紙、中央下部に「東京上等裁判所」の印刷がある。

(注46) 「存生中」三文字の挿入について、欄外上部に以下の朱書きの注記がある。

「十月四日三福二郎山口縣江掛合同縣ニ於十八日同時掲示之手筈ナリ此往復中東三八四日死去致スニ付七日付ヲ以テ揭示中存生中三字加入之旨掛合有之」

(注47) 白地半紙に朱書き。

(注48) (注38) と同じ。

(注49) 沽券状とは、売渡しの証文。「沽」は売るの意。

(注50) 撫育方(局)とは、江戸時代、長州藩の別途会計をつかさどつた役所。宝暦二(一七六二)年の検地で四万石余の増収をみたので、その分を本会計とは別途に保管し、干拓・製塩など各種事業に積極的に投下。維新前後の武器購入は主としてこの撫育金によつた。局には頭人・本締役・検使役などがあり、明治二(一八六九)年柳村役所と改称。廢藩置県で廢局当時、一〇〇万両の余金があったという(高柳光寿・竹内理三編『日本史辞典第二版』角川書店(昭和四九年))。その余金は、八〇万両が政府に寄付され、二〇万両が毛利家に分けられた、とある(『国史大辞典12』吉川弘文

館)。

(注51) 半葉一〇行藍色罫紙、下部欄外に同色の「山口縣」の印刷がある。

(注52) 白地半紙に朱書き

(注53) 半葉一〇行藍色罫紙、下部欄外に同色の「山口縣」の印刷がある。

(注54) 「旧藩ニ於テ裁判スルモノ、新縣部署ノ所断ヲ以テ破毀スル權無カル可ラス」として、旧藩において裁判がなされたものが新県において破毀する権限が無いとはいえないという。また、「旧藩ノ裁判ト云フ者ハ裁判ナルモノニ非ス、地方ニ付テノ指圖書ナリ。故ニ覺トアリ且本人ニ直當ニモ非ス、町年寄至沙汰セシモノナリ。公正ノ裁判状ト見做ス可ラス」とある(なお、句読点は編者で付した)。旧藩時代の裁判と廢藩置県後の府県裁判所時代の裁判との關係を示唆するものとして興味深い。

(注55) 白地半紙に墨書き。原告側(代言人)の氏名だけが記載されている。

(注56) 半葉八行藍色罫紙

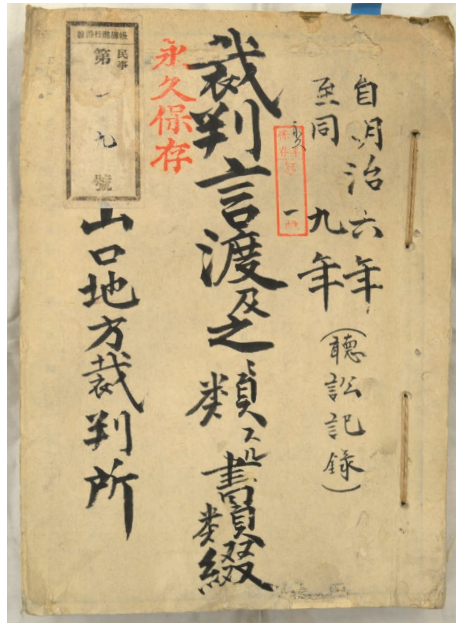
自明治六(一八七三)年(聴訟記録)『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』(民事第一九號)について(一)

一二八(一二八)

〔資料〕

四 写真(二葉)

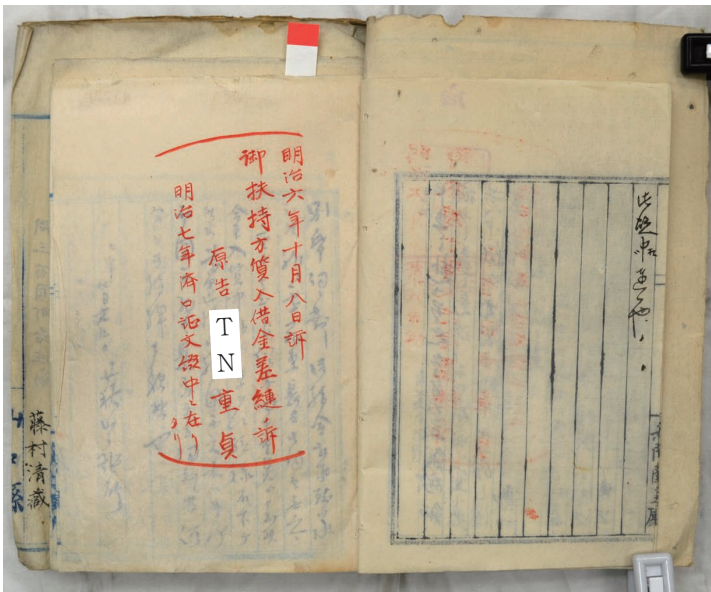
表紙



事件名表記の一例

修道法学 四〇卷 一号

一二七(一二七)



本稿は、科学研究費（基盤研究（C）「日本近代法史像の再検討——ゆらぎから再構築へ——」（平成二八年度～三〇年度））による研究成果の一部である。お世話になった山口地方裁判所、特に総務課・民事課の方々、広島県文書館の西村晃氏（総括研究員）ならびに本研究に関係の方々に対し深甚の謝意を表する。

〈執筆者紹介〉

矢野 達雄（広島修道大学法学部 教授）

加藤 高（広島修道大学 名誉教授）

紺谷 浩司（広島大学 名誉教授）

（注50補） 脱稿後、三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』（改訂版）

マツノ書店 昭和52年刊に接しえたが、この点につき広

島修道大学図書館職員・有田真理子氏の御好意と御協力に感謝したい。

自明治六（一八七三）年（聴訟記録）『裁判言渡及之ニ類スル書類綴』（民事第一九號）について（一）
至同 九（一八七〇）年

一二六（一二六）